

府縣の補助については小學校令第五十四條參照。今参考の爲に國家の補助に關する教育基金令、市町村義務教育費國庫負擔法を掲げる。

教育基金令

勅令第二百五十九號(大正三年十二月十二日)

- 第一條 教育基金ハ本令ニ依リ之ヲ使用ス
- 第二條 教育基金ハ文部大臣ニ於テ其ノ一部ヲ前年度末現在ノ學齡兒童數ニ應シテ北海道及府縣ニ配付シ他ノ一部ヲ普通教育ノ普及改善ニ關シ必要ト認ムル費用ニ使用ス
- 第三條 北海道及府縣ハ前條ノ配付金ヲ以テ教育資金ト爲シ特別會計ヲ設置スヘシ
教育資金ハ北海道地方費又ハ府縣費ナ以テ之ヲ補充スルコトヲ得
- 第四條 教育資金ヨリ生スル收入ハ之ヲ資金ニ編入スヘシ
- 第五條 教育資金ハ左ノ各號ノ使途ニ之ヲ用ウルモノトス
 - 一 公立小學校設備費ノ貸付又ハ補助
 - 二 公立小學校教員ノ疾病療治料

- 三 公立小學校教員ノ獎勵其ノ他地方長官ニ於テ普通教育ノ普及改善ニ關シ必要ト認ムル費用
- 第六條 前條第一號ノ規定ニ依リ使用スル教育資金ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ公立尋常小學校ノ校地校舍ノ設

備費ニ充ツル爲之ヲ市町村又ハ之ニ準スヘキ公共團體ニ貸付シ市制又ハ之ニ代ハルヘキ制ヲ施行セサル地方ニ

在リテハ之ヲ小學校設置區域ニ補助ス

前二項ノ貸付金ニ對シテハ一年百分ノ五ノ利子ヲ附セシムヘシ

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル補助金額ハ設備ニ要スル費用ノ十分ノ五以内トス

第七條 地方長官ハ教育資金使用ニ關スル規程ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

市町村義務教育費國庫負擔法

法律第二十號(大正十二年三月二十八日)

- 第一條 市町村立尋常小學校教員ノ俸給ニ要スル經費ノ一部ハ國庫之ヲ負擔ス
- 第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度四千萬圓ヲ下ラサルモノトス
- 第三條 國庫支出金ハ第五條ノ交付金額ヲ除キ其ノ三分ノ二ハ市町村ニ、三分ノ一ハ第四條ノ交付金ヲ除キ町村ニ各其ノ半額ヲ前年六月一日ニ於ケル市町村立尋常小學校ノ教員數ニ他ノ半額ヲ前年六月一日ニ於ケル市町村ノ就學兒童數ニ比例シテ交付ス
- 第四條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ資力其ノ他ノ事情ニ依リ必要アリト認メタル市ニ對シ前條ノ規定ニ依リ當該市ノ受クル金額ノ二分ノ一ヲ超エサル範圍ニ於テ特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ得
前項ノ增加交付金ノ總額ハ前條ノ規定ニ依リ市ニ交付スル金額ノ十五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第五條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ資力其ノ他ノ事情ニ依リ必要アリト認メタル町村ニ對シ國庫支出金ノ十分

ノ一チ超エザル範囲内ニ於テ特ニ交附金額ヲ増加スルコトヲ得

第六條 本法ニ定ムル市町村立尋常小學校教員中ニ算入スヘキ代用教員ノ範囲ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合ハ之ヲ市、町村組合及町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村ニ準スヘキ
公共團体、其ノ組合又ハ小學校設置區域ハ之ヲ町村ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ市町村立尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小學
校ト見做ス

授業料 尋常小學校に於ては小學校令第五十七條によつて授業料を徵集することを得
ずと規定されてゐるが、但し同條の規定により特別の場合には府縣知事の認可を受け
市は一個月二十錢以下、町村は一個月十錢を徵集することが出来る。

高等小學校に於ては特別の場合を除き市は一個月六十錢以下、町村は一個月三十錢
以下の金額を定め監督官廳の認可を受けて徵集する事が出来る。尙市町村長は貧困の
爲に授業料を收め得ざる者に對しては授業料の全部又は一部を免除する事が出来る。

参考問題 小學校に於ける授業料につきて知る所を述べよ(尋正 福岡)

第十一章 管理及監督

小學校の管理及監督に關しては小學校令に次の如く規定されてゐる。

第六十條 市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者ハ市町村、市
町村學校組合ニ屬スル國ノ教育事務ヲ管掌シ市町村立小學校ヲ管理ス

第六十五條 市立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ府縣知事之ヲ監督シ町
村立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ郡長之ヲ監督ス

第六十六條 私立小學校ニシテ市内ニ在ルモノハ府縣知事之ヲ監督シ町村内ニ在ル
モノハ郡長之ヲ監督ス

参考問題 行政上小學校の管理監督權につきて記せ(尋正 岐阜)

第十二章 學校衛生

學校衛生に關する事項は次の如く之を三大別することが出来る。

- 1、學校設備に關する衛生。
- 2、學校兒童及び教員の衛生。
- 3、教授の衛生

採光、通風に關しては第七章小學校の設備の部を參照のこと。

教室の溫度は華氏六十度を以て適當とす。

清潔法には日常清潔方法、定期清潔方法、浸水後清潔方法の三種がある。文部省訓令

第一號參照。

教授上の衛生として注意すべき主要なるものを擧ぐれば次の如くである。

- 1、兒童の姿勢(直立の場合、着席の場合、着席書寫の場合)に注意すること。
- 2、眼の衛生上讀書の場合には眼と書物との距離を約一尺二寸とせしむ。又教師の黒板に書く文字はなるべく大きく鮮明に書き、兒童の筆記する文字も餘り小さくならぬやうに注意すること。
- 3、兒童の席次は身長順によるけれども近視眼、重聽の者は前方に着席せしめなればならぬ。
- 4、兒童の疲勞に注意し、勞逸轉換を巧にすること。

身體検査は「學生生徒身體検査規程」によつて毎年四月之を行ひつゝあるが、要は其の結果に就きて個人的に其の結果を案じ教育上の参考に資するにある。

學校醫につきては文部省令第七號參照。

學校病としては眼疾(近視眼、トラホーム)脊椎彎曲症、神經衰弱症、呼吸器病、頭痛、消化不良等が多い。故に特に是等の疾病に對して留意しなければならぬ。傳染病發生の場合には文部省令第二十號「學校傳染病豫防規定」によつて處置しなければならぬ。尙教員は救急療法の大要を知悉してゐる必要がある。

學生生徒兒童身體検査規程

(大正九年七月二十七日文部省令第十六號)

第一條 學生生徒兒童身體検査ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ、但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得

監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ同意ヲ得タルトキハ身體検査ノ全部又ハ一部ヲ臨時施行スルコトヲ得

第二條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ

學校醫ナキ場合若ハ學校醫力身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體検査ノ一部ヲ助ケシムルコトヲ得

第三條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

一 發育(身長、體重、胸圍、概評) 二 診養 三 脊柱 四 視力及屈折狀態 五 色神 六 眼疾 七

聽力 八 耳疾 九 齒牙 十 其ノ他ノ疾病及異常 十一 監察ノ要否

前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得

色神検査ハ在學中一同行ヒタルトキハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得

尋常小學校第四學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態色神並聽力ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シ施行スヘシ

- 一、検査ノ表記ニハ度ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度ハ分、衡ハ匁ニ止ムヘシ
- 二、身長ヲ測定スルニハ足袋、靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ髪アル者ハ小桿ヲ當下ニ水平ニ挿入レテ測定スヘシ
- 三、體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ
- 四、胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼氣ノ終レル時ヲ測定スヘシ乳房ノ下垂セル女子ニアリテハ乳線上第四肋骨間ノ水平線ニ於テ測定スルモノトス
- 五、發育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニ據リ甲、乙、丙ノ三ニ分ツモノトス
- 六、營養ハ甲、乙、丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ差間ナルヲ乙トス
- 七、脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎後彎ヲ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リ直後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラザルモノヲ

強トス

- 八、視力ハ萬國式試視力表ニ就キ各別ニ検査シ兩眼ヲ各別ニ記入シ裸眼視力ヲ記入スヘシ裸眼視力一、〇以上ナルヲ正視眼トス屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ
- 弱視、失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ
- 九、色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ
- 十、聽力ハ其ノ障碍ノ有無ヲ検査スヘシ
- 十一、齒牙ハ齲齒ニ就キ検査スヘシ
- 十二、其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ殊ニ結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臟疾患及機能障礙、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大、「ヘルニヤ」、神經衰弱精神障礙ニ注意スヘシ
- 十三、監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康狀態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ「要」ト記入スルモノトス

第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査表ニ記入シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ、但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス

第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査票ノ裏面ニ記入スルモノ

トス、繼續的監察ノ場合亦同シ

他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體檢查票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ

身體檢查票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ

第六條 身體檢查ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其ノ保護者ニ示スヘシ、授業免除、就學猶豫就學免除、休學、退學又ハ治療保護矯正等ヲ要スヘキモノアルトキハ本人若ハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ其ノ他必要ナル處置ヲ取ルヘシ

第七條 第一條第一項ノ身體檢查ヲ施行シタルトキハ學校長ハ身體檢查統計表ヲ調製シ其ノ年六月限リ文部省直轄學校長及公立大學長ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年七月限リ文部大臣ニ報告スヘシ

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中尋常小學校第四學年以下ノ兒童ノ身體檢查ニ關スル規定ヲ準用ス但シ胸圍及背柱ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

第九條 特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ本令ノ身體檢查ヲ行ハサルコトヲ得

學校清潔方法

(明治三十年一月十一日文部省訓令第一號)

清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法定期清潔方法及浸水後清潔方法トス

甲 日常清潔方法

一、教室及寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及階段ヲ潤ホシ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ但掃除ノ爲メニ室内ヲ潤ホスハ生徒ノ再ヒ之ニ入ルマテニ充分乾燥シ了ルヲ度トスヘシ

二、教室及寄宿舎ニハ其人員ニ應シ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ片紙其他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムヘカラス

三、寄宿舎内ニ於テハ戸外ニ於テ用キル履物ヲ禁スヘシ但止ムヲ得サル事情アリテ特ニ之ヲ許ストキハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラサルコトヲ務ムヘシ

四、靴ノ儘昇校スル校舎ノ入口ニハ人員ニ應シ靴拭ヲ備フヘシ

五、寢具ハ毎月少クトモ一回之ニ日光ニ曝シ被覆寢衣等ハ務メテ洗濯セシムヘシ

六、便所ノ尿溝及注壁等ハ毎日一回水ヲ以テ洗ヒ圓房ハ濕布ヲ以テ拭フヘシ桶箱ニハ成ルヘク蓋ヲ設クヘシ

七、糞壺内ニハ防臭薬トシテ粗製過満倦酸加里^{クワマンガンサンカリ}、粗製格魯兒滿倦^{コロールマンカン}(以上百倍乃至三百倍)硫酸鐵、泥炭末、乾燥土粉、灰等ヲ撒布シ期ヲ懲ラス汲取ラシムヘシ

八、食堂炊事場浴室洗面所洗濯所等ハ時々窓戸ヲ開キテ空氣ヲ通シ惡臭煙氣又ハ湯氣ノ鬱滯ナキヲ務メ且掃除ヲ怠ルヘカラス殊ニ食堂ニ於テハ每食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤ホシ食後ニハ濕布ヲ以テ其食卓ヲ拭フヘシ

九、芥乘場ノ不潔物ハ期ヲ懲ラス搬送セシムヘシ

十、下水ハ常ニ疏通シメ炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ノ下水ハ毎月少クトモ一回大掃除ヲ行フヘシ
十一、庭園、体操場、遊戯場、簷下、樺下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムヘシ

乙 定期清潔方法

定期清潔方法ハ毎年少クトモ一回夏休又ハ其他ノ長休ニ際シ之ヲ行フモノトス

十二、先ツ教室、寄宿舎等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ヲ室外ニ出シ戸、障子、窓櫻等ヲ外シ敷物ヲ剥ギタル後如露ヲ以テ牀板及廊下ヲ潤ホシ天井四壁牀板廊下等盡ク之ヲ掃ヒ然ル後清水ヲ以テ洗拭スヘシ但汚染殊ニ甚シキ部分及器具等ハ熱滷汁若ハ石鹼水ヲ以テ洗拭スヘシ

十三、簷下、牀下等モ手ノ届ケ限り之ヲ掃ヒ外部ノ羽目及簷廻リハ龍土水等ヲ以テ洗滌スヘシ

十四、寢具、窓櫻、敷物等ニシテ洗滌シ得ヘキモノハ之ヲ洗滌シ其洗滌シ得ヘカラサルモノハ先ツ其塵ヲ掃ヒ書籍文具等ト共ニ之ヲ日光ニ曝シ刷掃スヘシ

十五、器具、寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラサレハ室内ニ持込ムヘカラス

十六、牀板、壁面等ニ虧隙アルモノハ此際之ヲ填塞シ風拔穴、煙突等ノ塵煤ハ之ヲ除去スヘシ

十七、浴室、洗面所、食堂、炊事場、生徒控所、雨中體操場、便所、下水、芥棄場等ニシテ破損アルモノハ此際盡ク修理ヲ加ヘ且大掃除ヲ行フヘシ

丙 浸水後清潔方法

洪水ノダメ水害ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スヘシ

十八、水ニ浸サレタル校舎殊ニ寄宿舎ノ建具牀板等ハ取外シテ空氣ヲ通シ且牀下ノ汚物泥土ヲ除去シ場合ニ於テハ焚火、火鉢等ヲ用キテ充分ニ乾燥セシムヘシ

十九、建具、牀板、校具、腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可成之ヲ日光ニ曝シ充分乾燥セシムヘシ

二十、浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ス數回之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミタル後ニ之ヲ使用スヘシ但開校後一箇月間ハ必ス其水ヲ煮沸シテ飲用スヘシ

二十一、右ノ外定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜應用スヘシ

學校醫ノ資格及職務ニ關スル規程

(大正九年二月二十一日文部省令第七號)

第一條 學校醫ハ醫師法ニ依ル醫師タルヘシ

第二條 學校醫ハ少クトモ毎月二回教授時間内ニ於テ其ノ擔當學校ニ到リ左ノ事項ヲ調査スヘシ但シ必要ニ應シ調査事項ノ取捨ヲ行フコトヲ得

一、校地、建物並設備ノ衛生ニ關スル事項
二、校具ノ衛生ニ關スル事項

三、教授衛生ニ關スル事項

四、運動ニ關スル事項

五、職員生徒兒童ノ健康狀態

六、病者、虛弱者、精神薄弱者等ノ監督養護ニ關スル事項

七、清潔ニ關スル事項

八、飲料水並飲食物ニ關スル事項

九、其ノ他衛生上必要ナル事項

第三條 學校醫ハ生徒兒童中病者、虛弱者、精神薄弱者ヲ發見シ若ハ學校長其ノ他ノ職員ヨリ之ニ關スル通知アリタルトキハ其ノ狀況ニ依リ一科目若ハ數科目ノ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學、退學又ハ治療保護矯正等ヲ要スヘキコトヲ學校長ニ申告スヘシ

第四條 學校醫ハ學校職員中學校衛生上注意ヲ要スル者ヲ發見シタルトキハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ

第五條 學校醫ハ學生生徒及幼兒身體檢查規程ニ依リ生徒兒童ノ身體檢查ヲ爲スヘシ

第六條 學校醫ハ學校傳染病豫防規程ニ依リ學校傳染病豫防ニ關スル事務ニ從事シ同規程第六條乃至第八條ノ場合ニ於テハ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ

第七條 學校醫ハ第三條第四條及第六條ニ掲ケタル場合ノ外學校衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ管理者又ハ學校長ニ申告スヘシ

第八條 學校醫ハ學校衛生ニ關シ學校長ノ諮詢ニ應シテ意見ヲ述フヘシ

第九條 學校醫ハ學校長ノ請求ニ應シ生徒兒童又ハ其ノ保護者等ニ對シテ衛生ニ關スル講話ヲナスヘシ

第十條 學校醫ハ其ノ調査シタル事項、執務ノ狀況、申告若ハ建議セル事項ニ就キ其ノ大要ヲ學校醫執務日誌ニ記入シ其ノ都度學校長ニ提出スヘシ

第十一條 學校醫ハ本令ニ掲クルモノノ外地方長官ノ命令ヲ承ケ學校衛生ニ關スル職務ニ從事スヘシ

第十二條 本令ニ關シ必要ナル規則ハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得

學校傳染病豫防規程

(大正八年八月二十九日文部省令第二十九號)

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スベキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 痘瘡、實布哩利亞、猩紅熱、發疹室扶私、ベスト、赤痢、虎列刺、腸室扶私、マラチフス、流行性腦脊髓膜炎

第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癰

第三編 學校管理法

一九二

第四類 トロホーム其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病

前項ニ掲タル疾病ノ疑似症ニ對シテモ必要ニ依リ本令ヲ適用ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場合ニ於テハ其ノ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヤヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又ハ保護者ナシテ其ノ義務ヲ履行セシムベシ

第二期種痘定期ニ在ル在學中ノ兒童ニ關シ亦同シ

尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書、中學校豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童力法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヤヲ記入スヘシ

第三條 第一條ニ掲タル傳染病ニ罹リタル職員生徒兒童等ハ治癒シタル後ニ非サレハ昇校スルコトヲ得ス但シ第三類中ノ肺喉頭以外ノ結核又ハ第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者ハ

ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタルモノハ此ノ限りニ非ス

第四條 職員生徒兒童ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スル者又ハ該病毒ニ感染ノ疑アル者ハ豫防處置施行ノ狀況及其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認メタル後ニ非サレハ昇校スルコトヲ得ス

第五條 職員等ニ於テ第一條ニ掲タル傳染病者又ハ其ノ疑アル患者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ

學校長ハ必要ト認ムルトキハ學校醫ニシテ診斷セシメ左ニ掲タル處置ヲ爲スペシ

一 第一類ノ傳染病ナルトキハ速ニ其ノ地ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ通報シ消毒、其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

二 第二類ノ傳染病ナルトキハ患者ノ昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

三 第三類ノ傳染病ナルトキハ肺喉頭以外ノ結核ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外ハ昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

四 第四類ノ傳染病ナルトキハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ニ對シテ昇校ヲ許スヘシ

學校内ニ第一條ニ掲タル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アルトキハ之ニ對シテ消毒其ノ他相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第六條 學校内、學校所在地及其ノ近傍若ハ生徒兒童等ノ通學區域内ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規程アル場合ヲ除クノ外學校ニ於テ全校若ハ其ノ一部ヲ閉鎖スヘシ前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第七條 學校所在地若ハ其ノ近傍ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ狀況ニ依リ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第八條 生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員居住地ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ其ノ地域ヨリ通學スル生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得

第三編 學校管理法

一九四

前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滯在シタル生徒兒童及職員等ニ對シテ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第九條 學校ノ寄宿舎ニ於テ第一類ノ傳染病發生シタルトキハ官立學校長又ハ地方長官ハ左ノ各號ニ依リ文部大臣ニ報告スヘシ

一 初發ノ場合ニハ病名、發病ノ日、患者數、疾病ノ經過、感染經路、發病以來ノ處置、將來執ラントスル處置其ノ他參考トナルヘキ事項ニ就キ遲滯ナク報告スヘシ

二 繼發セル場合ニハ病名、發病ノ日(發病不明ノトキハ診斷決定ノ日)患者數、初發報告以外特ニ執リタル處置其ノ他參考トナルヘキ事項ニ就キ報告スヘシ但シ多數ノ患者連續發生スルトキハ即時報告スヘシ

第十條 本規程中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキ時若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テハ適宜他ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ第十一條 傳染病ノ爲ニ閉鎖シタル學校若ハ其ノ舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十二條 消毒方法ノ要項左ノ如シ

一、消毒方法ハ左ノ五種トス

イ、燒却

ロ、蒸氣消毒

ハ、煮沸消毒

ニ、藥物消毒

(ホ、日光消毒
(以下方法ヲ省略ス)

第十三條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

参考問題 兒童の姿勢を善良ならしむる方法を問ふ(尋正 群馬)

同 児童の良姿勢とは如何なるものを云ふか(本准 奈良)

同 學校衛生の必要に就て記せ(本正 岐阜)

同 發育概評とは何ぞや(本正 埼玉)

第四編 教育史

緒論

教育史に於て攻究すべき事項は凡て次の如くである。

- 1、教育理論の變遷。
- 2、教育實際の變遷。
- 3、教育家の活動
- 4、學校其の他の報告書。
- 5、間接材料(地理、歴史、文明史、哲學、藝術、宗教の歴史)

第一章 序說

一 古代の教育

儒教、佛教の傳來しない我が國上古に於ては文字もなく、學校もなかつた。併し教育の事實は既に存し、國土の秀麗人情の淳朴とが相俟つて自ら國民性の基礎を作り、教育の淵源となつた。當時の教育を要約すれば

- 1、父母の養育消極的の保護が主で積極的の適應の教育ではなかつた。
- 2、數會的教練
- イ、盟神探湯^{クガタチ}、神厭^{マシナ}、盟約等^{ウケヒ}
- ロ、狩獵、農耕、戰爭に關する教育。
- ハ、祖先を模範として神習ふことを獎勵した。

となり、教育の中心は宗教的であつた。即ち敬神崇祖はその根本であつて、之が忠孝

道徳の起源となつたのである。

二 儒教及び佛教の傳來

我が國に於ける文字による教育は、應神天皇以來漢學の渡來に始まる。勿論當時の文字による教育は上流のみに行はれたるものなれども、漸次一般に普及し、國風に多大の影響を及ぼした。即ち儒教の所謂仁義忠孝の教は我が國古有の道徳と其の實質に於て一致してゐる故に、よく我が國民精神に同化され、學術の發達、制度の確立、文化の發展を促進したのである。

その後欽明天皇の朝に佛教が渡來し、我が國思想に著しい影響を與へた。即ちその所説厭世的に傾き、來世の平和を希求し、慈悲を獎勵するに以て、本來現世的樂天的な我が國民性は此の影響を受けて優柔懦弱の傾向を帶ぶるやうになつた。併し一般に支那の教育制度、教育思想の影響、並に佛教の思想が我が國の教育の内容、形式、目的を形成したことを見忘れてはならない。

殊に宗教家が濟世救民の宗教的情熱を以て廣く社會的教育に盡瘁した効績は偉大なものである。

三 王朝時代の教育

聖德太子が法隆學問寺(我が國最初の學校)を建てられ佛教思想の研究を企てられたが、一層整頓せる學校組織は文武天皇の朝に發布せられたる大寶令の規定に始まる。大寶令の學制によれば京都に大學を設け諸國に國學を置き、博士をして子弟を教授せしむることを規定してゐる。大學は高等官吏の養成を目的とし、五位以上の子弟及び東西史部の子のみを入學させ、例外として八位以上のものも請願によつて入學を許可した。始めは經を中心としたが平安朝の盛時には紀傳文章を中心として教授したのである。國學は郡司の子弟を教ふる所で學科は大學と同じであつた。

以上の官學に對し、平安時代には弘文院、勸學院、文章院、綜藝種智院、學館院、獎學院等の私立學校が設立され、王朝時代の教育を盛んならしめた。併し乍ら是等の學校は主として一門の榮達を圖ることを目的として設立したものであるから教育の恩典は未だ一般庶民に及ばなかつた。

當時六朝初唐の影響を受けて紀傳文章に通じ、漢詩漢文に巧に、漢才に長するを以て無上の名譽とし、往々其の本を忘れる者も少くなかった。菅原道真深く之を慨し、和魂漢才を理想とすべきことを唱へた。

又奈良時代に片假名、平安時代に平假名が製作されたため、國文、美文學が盛になり、紫式部、清少納言等の才媛が輩出した。蓋し當時漢文學流行のため假名の使用は殆ど女子に限られてゐた。

然るに平安朝の末期に於て大學の教育が衰頽し、源平の亂後學問及び學校教育は衰へてしまつた。

四 鎌倉室町時代の教育

王朝の末期に於て衰へた學問教育は此の時代に入つて全く衰頽した。尤も鎌倉時代の初期には公家の教育は菅原三善等の家學によつて命脈を保つてゐたが、菅家、江家の學者が京都から鎌倉へ出で幕府の實務にたづさはる様になつてからは家學も衰へてしまつた。

賴朝幕府を鎌倉に開き、質素儉約を尚び、卑怯未練を恥ぢしめ、主従恩義を重んじ然諾を守るの精神を鼓舞し、所謂武士道の基をつくつた。此の精神はその後佛教と融合一致して武士道道德を大成したのである。

此の武士道勃興と時代の影響を受けて平安朝の才藝教育が實際的教育となり、文學言語の教育が精神的教育となつた。

室町時代に至つては教育機關も金澤文庫と足利學校のみとなつた。此の外に五山の僧侶は戦亂をよそに漢文學につとめ、公卿の中にも北畠親房、一條兼良等の如き學者もあつた。されば當時學問を學ばんとする者は皆寺院に赴いたのである。これ徳川時代に於ける寺小屋の濫觴である。

第二章 德川時代の教育

一 家康の學事獎勵

戰國時代に僧侶の間に育まれた朱子學は徳川氏に至つて興隆し、他の學派も相次い

で起り、學問教育が勃興し、一般庶民にも普及するやうになつた。

此の機運を作つた最初の人は家康である。彼は學問教育を起さん爲に一儒者登庸(一)書籍刊行(二)三學校設立(三)古書搜索(四)法度制定等の手段をとつて學問を獎勵した即ち彼は藤原惺窓、林羅山を登庸して學を講せしめた。林氏は子孫相繼ぎて儒官となり、全國學者の首領と仰がれたのである。又彼は孔子家語、貞觀政要、東鑑、周易等を刊行せしめ、伏見に圓光寺といふ學校を設立した。慶長七年には江戸城富士見亭を文庫とし、廣く古書を蒐集させた。又禁中並に公家、武家の法度を定め學問を獎勵した。茲に於て風教頓に張り、學問勃興し、學者教育者雲の如く輩出し、教育の面目全く一新したのである。

二 朱子學派の教育

貝原益軒 我が國の朱子學者の中で徳川時代に最も有名な教育思想家は貝原益軒である。彼の著書中五常訓、大和俗訓、初學訓、童子訓、家道訓等所謂益軒十訓は庶人の教育を平易に説いたものであるが、就中童子訓は他に比類なき純教育書である。

主張した。

その教育法は頗る多方面に涉り用意周到を極めてゐる。

訓練は彼の最も重きを於ける所にして善習慣の養成を主眼とし、十歳以内に訓育の根柢を培養すべきことを唱へ、氣隨をおさへ、私慾を許さぬ嚴肅主義をとつてゐる。養護に關しては鍛練主義を奉じ、「三分の飢と寒さをおぼしむること」が必要だといつてゐる。飲食、光線、膝座、入浴、便通、戸外の散歩、精神の愛養等についても細說してゐる。

知育については兒童心意の發達段階を斟酌し、學科課程、教育方法を適應させなければならぬことを唱へてゐるが、知識の賦與を述べて智性開發のことにはばなかつた。又彼の教授法は從來の素讀法とは全く類を異にし、「隨年教法」には各科の教材の排列をなし、各科教授論を試みてゐる。

此の他家庭教育、女子教育についても見るべき教育的意見を述べてゐる。殊に女子

教育に關する益軒の意見は實に徳川時代に於ける女子教育の信條となつたのである。彼は童子訓に「教女法」の編を設けて女子教育について詳述して居る。大凡女子の教育は専ら家庭に限り、父母の教育を主とし、七歳から假名及び漢字を學ばせ、古歌によつて性情を陶冶し、孝經、論語、女誠等を讀ませ、又裁縫、紡績、洗濯、料理等を重んじ、能く婦德、婦言、婦功を積むべきことを教えてゐる。

女大學の著者に就ては益軒とも言ひ、或はその妻東軒の編とも言はれてゐるが、益軒の思想、主張であることは明かである。即ち三從、四行、五病を唱へてゐる。女大學は徳川時代に於て女子の遵奉せし唯一の道德書である。

室鳩巣 尚朱子學派の學者にして教育史上に逸すべからざる者は室鳩巣である。五常名義、五倫名義、六諭衍義大意等の著書は社會教育に貢献せること尠くない。

参考問題 德川時代に於ける女子教育の理想を述べよ(本正 新潟)

三 陽明學派の教育

朱子が窮理を中心とせるに對し、陽明は知行合一、實行を説き、朱子が敬を中心とせるに對し、陽明は良知本性の自由を説いた。陽明學派は此の傾向の下に自發的教育を力説したことは大に留意すべきことである。

中江藤樹 初め朱學を奉せしが、門人等が窮理の説に拘泥して眞性發露の妙を失するを思ひ、更に王陽明の學を修め、知行合一の説を唱へた。世に近江聖人と稱せられ身を以て範を垂れ、鄉黨隣里を薰陶せる我が國陽明學派の開祖である。

熊澤蕃山 藤樹の高弟にして陽明學派中教育思想家として注意すべき學者である。彼は陽明と共に活動と自由とに着眼し、稟賦に從ふ教育即ち發達に伴ふ教育を唱導した。

大塩中齊、蕃山の自由教育と異り、峻厳な教育法を採用した。即ち實行、活動を尙ぶ精神教育を施した。

吉田松陰、松下村塾を設け、實踐躬行以て諸生を教授し、勤王の大義を唱へた。集まるもの數百人、多くの英才その門より出で、維新の皇謨を翼賛した功績は頗る大である。

松陰は又「女訓」を著し、女學校を設くべきことを主張した。又從來の支那的女子教

育論を斥け、時勢に伴ふ教育を力説せる等彼の卓見の非凡ならざることを知る。

四 古學派の教育

伊藤仁齋 初め程朱の學を奉せしが、後「大學の書は孔子の遺書にあらず、宋の理氣の説は佛老の緒餘にして聖人の旨にあらず」とて自ら古學を修め論語を主とし、古義堂を開いて生徒を教授すること四十餘年、弟子三千人以上に及ぶ。其の子東涯亦父業を紹ぎ、古學を唱導した。

仁齋は朱子の靜寂主義を排して活動主義の教育を力説した點に於て、教育思想史上に著しい地位を占むべきものである。

訓育に於ては科條を設けて督察を嚴にするが如きことなく、道徳的人格的教育を行つたのである。

荻生徂徠 従來の漢學研究法を排斥し、文辭の研究を以て學問の根本とした。教育については朱子學派の畫一主義に反対し、被教育者の個性發揮を力説した。又彼は道義を第二として文藝を中心とするのであるから、詩、禮樂による教育を唱導し、美育情育を力説せるは當時に於ては確に卓見である。

山鹿素行 始め羅山に學び朱子學を修めしが、後聖教要錄を著して古學を唱へた。素行は當時の學者が徒らに支那を崇拜する弊風を慨し、我が國體の尊嚴を説き、大いに武士道を鼓吹した。武教全書、武教小學、山鹿語類の著書は武士道の經典として尊重せらる。

彼の教育の目的は生質之、美、智識之敏を發揮して人たらしむるにある。即ち四民の教育を主張したのである。教授については教科書式と講演式とを擧げ一方に偏してはならぬと注意してゐる。

五 神道の發達

徳川光圀 國學の濫觴は光圀に始まる。羅山の子鷲峰の本朝通鑑に我が皇統は吳の泰伯の後とせじを憤り、大日本史を撰し、大義名分を明かにした。

山崎闇齋 始め朱子學を學び高名を擧げしも、晩年神道を究め、我が國體の重んすべきことを唱導した。

國學者の教育 國民の傳統的精神の維持發揚を說いた國學者は荷田春滿が始めで、賀茂真淵を經て本居宣長、平田篤胤に至つて大成したのである。宣長は伊勢の人、學問該博、有名なる古事記傳四十八卷を著し、古神道を發揚し、尊王の精神を鼓吹した。

篤胤は宣長の説を祖述し、古史傳、古道大意等を著して盛んに異論を排斥した。

篤胤の門人佐藤信淵は教育思想家として最も注意すべき人である。彼は農政經濟の爲に學校の設備を說いたのであるが、實に學制全班に亘つて頗る組織的な意見を述べてゐる。

六 洋學の發達

徳川幕府は鎖國主義をとり、島原の亂後には耶穌教を嚴禁すると共に、禁書の制を布いて洋書の輸入を嚴禁した。後やゝ此の禁制弛み、寶永六年ローマの宣教師大隅に來りし時、將軍家宣之を江戸に招致し、新井白石をしてその來朝の理由を尋ねしめた。白石は蘭人を通辯として其の地理、風俗を質問し西洋紀聞を著した。これ萬國地理の始めである。亨保五年吉宗の時基督教以外の洋書の禁を解くと共に青木昆陽に命じて

和蘭語を學ばせた。これより蘭學大いに發達し、自然科學、醫學、兵學等全く面目を一新した。即ち前野良澤、杉田玄白の如き篤學の醫師現れ、「人身內景圖說」の翻譯書さへ出た。

その後蘭語につぎて英、露、佛、獨語等傳はり、天文、地理、博物、物理、化學等の諸學傳來し、我が國の文運に貢献した。

七 幕府及諸藩の學校

昌平坂學問所 德川幕府直轄の學校にして、寛永七年家光が羅山に江戸忍ヶ岡の地を與へて書院塾舎を立てたのに始まり、元祿三年綱吉が之を湯島に移し、孔子の廟を大成殿と稱し、林家を代々祭酒の役とした。

教官は御儒役と教授出役とあり、林氏は總教として之を總括してゐた。生徒は始め庶人をも入學させたが、寛政以後には士人のみを入れた。學科は經科、漢土史科、本朝史科、刑政科等に別れてゐた。

地方に於ける學校には甲府の徽典館、駿府の明新館、日光學問所等があつた。

その外和學講談所（塙保己一の設立せる學校）、開成所（今の東京帝國大學の前身）、陸軍所、海軍所等があつた。

藩學として有名なものには名古屋の明倫堂、水戸の弘道館、和歌山の學習館、金澤の明倫堂、鹿児島の造士館、萩の明倫館、仙臺の養賢堂、熊本の時習館、福岡の修猷館、米澤の興讓館等名實相伴へるもののが數くなかつた。

八 漢學塾 寺小屋 心學

漢學塾 漢學者の私塾を漢學塾といふ。之には二種あり、公職にある儒者の塾と、浪人儒者の塾とである。佐藤一齋、杉原心齋等の塾は前者にして、菅茶山の塾、伊藤仁齋の堀川學校、吉田松陰の松下村塾等は後者である。

寺小屋 寺小屋の起原は鎌倉室町時代の教育の處で述べた如くであるが、最も盛になつたのは徳川時代である。庶民教育は殆んど寺小屋に於て行はれたのである。

寺小屋の教師は手習師匠といひ、僧侶、藩士、浪人、神主、醫師等に亘り、生徒は主として農工商の子弟である。教科は習字、讀書、作文、珠算等を教へた。師弟の間

に情誼深く、師道の嚴も維持されてゐた。

心學 神儒佛の思想を攝取し、通俗平易な講話によつて平民の教育特に商民の教育に貢献することが多かつた。石田梅巖、手島堵庵等の如き大家出で、道場を開いて庶民の道德教育に盡くした。

此の外二宮尊徳の報徳教がある。誠心、勤勞、分度、推讓、獨立自營の五綱目を信條とし、當時の社會教育に大なる影響を與へた。

第二 歐米教育

第一章 序 説

一 希臘の教育

希臘の教育は軍事と宗教とがその二大基礎となつてゐるから、體操と音樂との教育が主要なものであつた。即ち體操は厳格な鍛練を與へて各個人を理想的軍人たらしめる目的を以て、音樂は宗教上神に仕ふる神前の舞踏、歌唱、音樂の教授を目的と

したものである。即ちスバルタ人が國防上の見地から青少年に嚴格な體操的教練を課したるが如きは此の著しい例である。

アテネの教育はスバルタとやゝ趣を異にし、個人の自由を尊重し、社會的義務の解釋に自由の精神を發揮してゐた。兒童は一般に七歳になると體操學校、音樂學校に入學し、十六歳より公立體操學校に入り、十八歳にて卒業後兵籍に入り、二十歳にて市民となる。當時の體操は今日の體操とその趣を異にし、單に體操の發達を目的とするのみならず、道徳的目的をももつてゐたのである。

希臘時代の代表的教育者はソクラテスである。ソクラテスは「惡行は無知の結果なり。善を知らば必ず之を行ふべし」との信念の下に、終日外出して徒を集め、巧みに卑近の事物を材料として人を説教した。即ち眞理の教授法については當時一般に行はれてゐた注入教授を排し、開發教授を創め、有名なる問答法（反語的問答法と產婆的問答法の二種）を工夫した。氏は各人の稟賦の發展は延いて社會を發展せしむるものなることを主張し、個人的思想を希臘思想に注入した。

プラトーは氏の高弟で、アリストテレスよりプラトーの弟子である。

二 羅馬の教育

羅馬國民は愛國心と正義の精神とに富み、眞摯にて質朴頗る實際的の傾向をもつてゐた。而して羅馬人の歴史を飾るものは家庭生活の美點である。羅馬は實に全歐洲に於て家族制度の上に立てる唯一の國家である。其の教育の目的は國家の法律を遵奉し名譽を重んじ、愛國心を涵養し、且質朴剛健なる公民を作るにあつた。其の特色は軍事、法律、修辭等の方面に於て著しき發達を遂げ、殊に法律思想の進歩は前古比類なく、永く後世の模範となつた。

然れども羅馬人が餘りに實利、實行を重んじたる結果終に教育の腐敗となり、延いて國家の滅亡を招くに至つた。

参考問題 希臘の教育と羅馬の教育とを比較せよ(本正 新潟)

三 中世の教育

紀元四百七十六年西羅馬帝國の滅亡から紀元千四百五十三年東羅馬帝國の滅亡に至

る凡そ一千年間を中世と稱し、學問、教育の衰微した時期である。希臘及び羅馬の教育は國家的・精神的涵養と市民生活に必要な知識技能の授與とを目的とするものであつたが、基督教の流布と共に人生觀に一大變動を起し、現世の禁欲生活によつて來世に於ける永遠の救濟を求めるやうになり。教育は全く未來生活の準備となつたのである。即ち希臘、羅馬時代の國家的精神に代り、知的・美的教育が道德的教育となり、禁欲生活によつて來世の救濟を求めたことが中世教育の特色である。

從つて基督教に附屬する寺院は當時の教育を司れるものにして、僧庵學校及び寺院學校即ち之である。

然るに十一世紀に至り寺院の勢力漸次失墜し、加ふるに十字軍の遠征の爲に武士道及び市民教育が勃興し、次第に現世的傾向を加へ、以て近世に至る機運を釀製したのである。

第二章 文藝復興と教育

文藝復興とは中世期の末葉に當り伊太利を中心として起れる古文學の新研究をいふ

のである。此の文藝復興の運動が教育方面に及ぼせる影響は、第一に希臘羅馬人の生活の復興、即ち多様の興味の享樂、廣汎なる知識の收得を尊重するやうになり、第二には感情の世界、美の充足方面、即ち宗教的、哲學的よりも美的、人文的となつた。第三には自然界に對する注意を喚起し、抽象的概念よりも具體的、現實的のものを要求するやうになり、第四には個人的方面を重視して、權威に反抗する傾向を有するやうになつた。

第三章 宗教改革と教育

中世に於ける基督教は自由を束縛し、形式に囚はれ、階級制度を立て基督教本來の面目を失ふに至り、而も法王は驕奢を極め、僧侶は墮落し漸く世人の指彈を受けるやうになつた。此の時に起れる文藝復興運動は自由思想の勃興となり、遂にマルテン・ルーテルの宗教改革運動となり、新教の成立を見るに至つたのである。

此の宗教改革運動は實際教育上に非常に大なる影響を與へたのである。ルーテルは當時の僧院學校及び教會學校の教育を非難し、社會と交渉ある宗教的教育を施さうと

し、特に一般庶民の教育の必要を力説した。メランヒトンは此のルーテルの意見を實現し、大學以下の學校教育を新教化し、特に千五百二十八年ザクセン侯の依頼によつて起草せる學校案は近世に於ける學校制度の基礎となつた。

ルーテルの教育意見

1、家庭教育を以て都市、民族、國家の禍福に關するものとした。

即ち兩親の義務は兒童の身體の養護に始り、次に精神的教養の必要を力説した。

2、普通教育の必要を力説した。これルーテルが「初等教育の父」と稱せられる所以である。

3、尙進んで彼は「兒童就學勸誘につき牧師への建言」に於て義務教育の必要を主張してゐる。

4、中等教育の必要をも力説してゐる。

5、「宗教問答」を著し宗教教授の重んじべきことを説き、歴史、音樂、自然界の研究、體育等の必要をも唱導した。

羅馬教會が新教に對抗するために起れるものは佛國巴里を中心とするエスイタ派で

ある。主として高等教育に力を注ぎ、克己、犠牲、服從等の諸徳の養成につとめたのである。

第四章 第十七世紀に於ける實學的教育

十五六世紀に於ける人文主義及び新教の教育家の思想には既に歴史を尚び、實生活を重んじ、體育を獎勵してゐるが、一層經驗的、實際的に教育の改造を主張したもののは實學教育思想家である。十六世紀より十七世紀にかけての實學教育思想家については通常三種に分けてゐる。

一、人文的實學主義　社會生活に必要な知識を與へ、自然と人間生活とを關係せしめようとする主義である。此の派の代表者ラブレーは「殆ど凡ての教育は書籍によりて行はるべしと雖も、必要なはその内容にして、人生に於ける實用を以て目的とすべきなり」と主張してゐる。彼の思想はモンテニユ、ロック、ルソー等に大なる影響を與へた點に於て功績が大である。

二、社會的實學主義　人は社會に於ける生活の準備としての判斷及び性向を教育し

なければならぬといふ主張である。此の派の代表者はモンテーニュである。彼は個別教育、家庭教育を唱へ、體罰を非難し、體育、訓育、知育等に於ても實學思想を最もよく主張した教育學者である。

三、感覺的實學主義 感覺を凡ての知識の根本とする信念の上に立てるものにして近世の教育思潮である心理的、社會的若くは科學的思想の先驅をなすものである。即ち兒童の天性に出立し、從つて國語の教育と直觀的方面を力説したのである。

マルカスター、ペーコン、ラトケ、コメニウス等が此の主義の代表者として最も有名である。

コメニウスは單に實學主義の代表者たるのみならず、實に教育史上偉大なる先覺者である。

彼の著書「大學教授」によれば、神の姿なる人間の本性、即ち認識、德性、敬虔の三性質を發揮することが教育の目的である。此の科學、道德、宗教の萌芽は人性に存するも教育を施さないと發達しないで終る。從つて學校教育を與へなければならぬ。教授は全生活に適應するために包括的でなければならぬ。即ち完全なる人間の陶冶とし

て(一)科學藝術 (二)言語 (三)道德宗教の教養を必要とする。教授の方法に關しては次の如き九箇の原則を擧げてゐる。

第一原則 自然は適當なる時を知る。

第二原則 自然是形式を與へる前に材料を準備する。

第三原則 自然是都合よき材料を選ぶ。

第四原則 自然是一つ一つ進行して混雜しない。

第五原則 自然是その全活動を内部より始む。

第六原則 自然是その全形式を一般から始め特殊に及ぶ。

第七原則 自然は飛越をせず段階的に進む。

第八原則 自然是一度始めたならば完成するまで止めない。

第九原則 自然是妨害となるものを避ける。

彼は以上の原則を教科書に適用して著しい効果を擧げたのである。世人は此の原則を客觀的自然主義といつてゐる。

第五章 ロツクの鍛練主義的教育論

ロツクは（一六三二—一七〇四）は英國の人にして有名なる「人間悟性論」の著者である。教育論に於て彼の最も力説したのは體育及び訓育にして、學問は副次的のもので教育の最小部分を占むべきものだといつてゐる。即ち彼は教育と教授とを明確に區分し、教授を知育の方法とし、教育全體としての鍛練を唱へたのである。これ當時のスコラ的、言語的の教育に對する反抗である。

體育に關しては嚴格なる鍛練を加ふべきことを主張した。その方法として食物、衣服、睡眠、運動等について詳述してゐる。ロツクの體育論は確にその分量に於ても内容に於ても出色のものである。

德育に關しては「徳は教育の目的中最も價値ある、而も達するに困難なる部分なり凡て他の學藝は先づ措くとも、徳だけは青年に持たしめざるべからず」と主張し、教育の第一義は品性の陶冶にありといつてゐる。その方法も亦鍛練主義を探つてゐる。

知育に關しては主とし形式陶冶を目的とすべきことを唱へてゐる。

第六章 ルソーの自然主義的教育論

十八世紀に於てルソーを中心として自然主義的教育思想が勃興した。此の機運を醸製した原因は獨逸に於ける敬虔主義、佛蘭西ではジャンセニズム、英國では清教主義がいづれも形式に流れ、偽善に墮し、教會は再び個人の自由を束縛するやうになつたので、それを打破するために自然主義が起つたのである。

自然主義の主唱者ジャン・ジャック・ルソーは千七百十二年瑞西のジュネーブに生れた。父は佛蘭西人にして時計師であつた。幼時に於ける生活は頗る放埒を極め、十六歳の時には遂に出奔して市中の無賴漢となつた。併しその後教師となり、書記となり又は贋寫を業として生活を營んでゐた。千七百六十一年に「民約論」を著して自由平等を主張し、千七百六十二年には有名なる「エミール」を公にした。後千七百七十八年巴里の近郊に於て頓死した。

ルソーの教育説はその教育小説「エミール」によつて知ることが出来る。エミールの劈頭に「萬物造物主の手より出づる時は善なれど人の手に於て悉く墮落す」と述べ

てゐる、此の思想から出發して彼は教育の理想は人の自然性を完全に發達せしむるにありとし、人の自然性を矯め、之を改造することを教育の任務とせる從來の思想に反対した。教育の主體としては自然、人、物を三様の教師といつてゐる。人間の教師では父母の感化の重要なことを説き、母の修養について述べてゐる。

教育の客體論に於ては兒童の天性の傾向を觀察し、個性に従つて教育せねばならぬことを主張してゐる。養護論はロックによつてゐるが衛生的見地から一步を進めてゐる。訓練上の主義としては自由を以て根本的の原理だといつてゐる。教授論としては感官の修練を力説してゐるのが特色である。又思考の形式陶冶をも重んじてゐる。學科は多様を必要とせず、眞に必要なものを選ぶべしといつてゐる。

女子教育について彼は「教育ある婦人はその夫、子、家族、下婢の厄介物たるに過ぎず」といつてゐるが、此の論斷は彼の根本思想たる個人の欲求と權利との主張に矛盾してゐる。

ルソーの教育思想は當時の社會狀態に對して對病治療法として効果あつたばかりではなく、その後の教育思想に大なる影響を與へたのである。バセドウ、カント、ペス

タロッチ等皆ルソーの教育說に刺戟を受けたのである。殊にバセドウはエミールの中に含まれたる教育思想を汎愛院と稱する學校にて實驗を試みたのである。

参考問題 教育史上に於ける自然主義的教育の思潮を述べよ (本正 東京)

第七章 心理學的傾向

自然主義者が兒童自然の性情を見て教育の方法を定めんとするに對し、心理學的傾向は十八世紀の末葉より發生し、之を一層明瞭ならしめ、一層發達させたのである。即ち心理學的傾向の根本思想は教育知識を收得させる人工的手續ではなく、内部要素を發達させる自然的過程であるから、稟賦才能を此の自然の手續によつて發展せしめようとするにある。今此の傾向に關係ある教育者及び哲學家の所説を述べて見よう。

カント(一七二四—一八〇四)は教育の目的は人をして人類の大目的に合し、人類の善を實現し得るに至らしむるを以て其の究竟の理想としてゐる。即ちカントの理想は國家主義ではなく世界主義であつた。

教育の必要と可能については「人は教育によりてのみ始めて人となることを得、人

は教育の作造したるものに外ならず」と言つてゐる。

教育の任務は（一）訓練（二）教化（三）世間化（四）道徳化の四種に分けてゐる。教育の事業は此の任務に應じて養育、教授、訓育の三としてゐる。此の中養育の第一原理はルソーと同じく、自然に從ひ、遊戯を獎勵して、運動及び感覺機關を練り、漸次繼續的作業に慣れしめ、知育に於ては教授上最も理性の形式的陶冶に力を注ぎ、兒童の發動を重んすべきことを唱へてゐる。訓育は人の覺官的欲望を抑へ、動物的性向を排し無上命令法により義務の爲に義務を行はしむべしといつてゐる。

ヨハン・ハインリッヒ・ペスタロチ（一七四六—一八二一七）瑞西チューリッヒ府に生れ殆んど全生涯を教育事業に捧げたる尊むべき教育者である。孤児の父、新國民學校の創設者、人類の教育者として氏の徳を仰がないものはないのである。

ペスタロツチの教育説はコメニウスの如く教育を以て社會改良の第一方法となし、個人の天性の發展を促すを以て教育の第一要務としたのである。従つて呼吸と生命とを授けようとすることは教育者の任務ではなく、唯發達の自然的進行を妨ぐる不合理の影響を除去し、道徳的、知的、實用的の力を内から養育するにありと言つてゐる。

ペスタロツチの教育方法に関する一般原理

- 一、觀察又は直觀は教授の基礎である。
- 二、言語は常に觀察と連絡しなければならぬ。即ち實物又は内容と離れてはならぬ
- 三、學習の時は判斷、批評の時ではない。
- 四、如何なる教科の教授に於ても先づ最も單純なる要素から始め、兒童の發達するに従つて漸次複雑なるものに及ばねばならぬ。即ち心理的順序を追つて連結しなければならぬ。
- 五、兒童をして教材に充分熟達させようとするには教授の各段に充分の時間を與へなければならぬ。
- 六、教授は發達を目的とし決して獨斷的説明を與へてはならぬ。
- 七、教師は兒童の個人性を尊重しなければならぬ。
- 八、初步の教授は單に知識才能を授くることを主とせず、兒童叡智之力の發展を主としなければならぬ。
- 九、力は知識に連結され、熟練は學問に連結されなければならぬ。

一〇 教師兒童間の關係は愛を根本とし、愛によつて支配されなければならぬ。殊に訓練に於て然りである。

一一、教授は教育の目的に従はねばならぬ。
ペスタロツチの精神を理論的、系統的に組織して教育學を大成せるものは實にフリードリッヒ・ヘルバルトである。

ヘルバルト（一七七六—一八四一）の教育說はカント、シェリング、ヘーゲル、フライヒテ等の唯心的哲學の上に建設されたものである。即ち倫理學を以て教育の目的を定め、心理學を以て教育の方法を定め以て科學的教育學を建設したものであるから、氏の教育說を述べるには先づその倫理學及び心理學を一瞥する必要がある。

倫理學は直覺派に屬し、意志の關係によつて五つの道念（内心の自由、完全、好意、正義及び平衡）を立て、之が互に結合して種々の德目を生ずるものとしてゐるのである。心理學は從來の能力說を打破し、觀念（又は表象）を以て凡ての心理現象の基礎としたのである。

氏は教育の目的を以て道德的品性の陶冶にありとし、上述せる五道念を心に作し、

其の意志と行爲が常に之に合すべきことを理想としてゐる。従つて知識技能は道德の用に供せられて始めて價値を生ずるのである。

氏は教育の事業を管理、教授、訓練の三つに分けてゐる。

一、管理は兒童天然の暴性を抑制し、秩序を保たしめ、以て兒童をして教授及び訓練を受けしむる要素を作るを任務としてゐる。

二、教授とは知識技能の傳達をいふ。而して教授は教育究竟の目的である道德の養成するにある。斯く教授の目的は道德の養成にあるけれども、之を達する爲には近き他の目的を立てなければならぬ。他の目的とは即ち多方興味である。故に教授の直接目的は多方興味の養成にありとて興味の種類を六種に分類したのである

興味（認識的、經驗的、經審美的的、的興味、味同情的、同情的、社交的、宗教的興味）

三、訓練は兒童情操の上に直接に影響し、以てその品性を陶冶するものである。管

理の外部的、一時的の影響なるに對し、訓練は内部的、永久的のものであるから意志のまだ發達しない間は管理によるけれども、漸次訓練のみによらなければならぬといつてゐる。

教材の選擇につきては開化史的段階説を唱へ、排列につきては中心統合法を唱へ、教材の取扱につきては形式的段階説を唱へたのである。

ヘルバート派として有名なものはスイト、チルチル、ケルン、ライン等である。

フレーベル（一七八二—一八五二）はペスタロツチの經營せる學校の助手となり直接の感化を受け、遂に一生を教育界に捧げ、幼稚園を創始し、理論を實地に適用し、原理を具體化したる偉大なる教育改良家である。

彼の教育は本來善良なる人性を誘導し、之を神的統一の意識的にして且純粹自由なる代表者たらしめ、及び此の代表者たり得る手段と方法とを教ふるにある。従つて教育の第一任務は生命の内部的發展を妨害する事情を遠ざけ、第二にして且最も重要な任務は内部からの發展を助長するにある。而して内部からの發展は兒童の自己活動に現れるものであるから教育は此の自己活動の指導につとめなければならぬ。即ち神に現れるものであるから教育は此の自己活動の指導につとめなければならぬ。即ち神

性の發展は此の自己活動を指いては外に求めることが出來ないと主張してゐる。

教育の方法としては遊戯による活動の指導を主張したのである。又彼は手工の教育的價値を認めたることはペスタロツチと同じであるが、ペスタロツチは只知識を與ふる手段、直觀發展の方法として手工の價値を認めたるも、氏は更に一步を進めて手工に於ける創作的價値を認めたのである。

参考問題 ペスタロツチの教育説の大要を問ふ (本正 埼玉)

同 ヘルバートの教育法を述べよ (本正 長野)

第八章 科學的傾向

ハーバート・スペンサー（一八二〇—一九〇三年）は科學的傾向の代表者にして且又學習の内容に重きを置き自然現象の知識の必要を唱導せる先驅者である。今左に彼の教育説を述べて見よう。

教育の目的は完全なる生活を營むにありとし、完全なる生活に要する活動を左の五種に分けてゐる。

- 一、直接に生命を保存する活動。
 - 二、人生必要の物品を得以て間接に生命を保存する活動。
 - 三、兒女を養育する活動。
 - 四、社交上又は政治上に關し、宜しきに適ひて己を處する活動。
 - 五、業務の餘暇を以て心情を慰むる活動。
- 教育に關しては次の如き主義を執つてゐる。
- 一、知育の方法は簡より繁に進まなければならぬ。
 - 二、學科の順序は有形の物より始め、無形の理に終らなければならぬ。
 - 三、兒童教育の方法及び順序は一般人類の累代繼承したる教育の方法及び順序と一致しなければならぬ。
 - 四、凡ての學科は常に實驗から理論に進まなければならぬ。
 - 五、幼兒の教育は自然に發達する能力をつとめて鼓舞獎勵しなければならぬ。
- 德育については苛酷なる兒童の取扱法を非難し、人爲的責罰を排して自然的責罰を重んじた。

體育上の理想としては完全なる動物となるにありとし、身體上精神上の勞苦に堪えさせなければならぬ。飲食、衣服、運動等も兒童の自然の要求に放任すべきことを唱へた。

参考問題 スペンサーの教育説を述べて之を批評せよ (本正 静岡)

第九章 社會學的傾向

教育を社會の進歩發展の作用とする見解にして、公共學校の組織は此の思想の結果生じたるものである。國民の繁榮と安固とが普通教育に依るものなることを初めて認めたる君主は普魯西のフリドリッヒ大王(一七一二—一七八六)と奧太利のマリア・テレサである。即ちフリドリッヒ大王は千七百六十三年八月普通小學校令を發布し學校教育は政府の義務なることを明かにした。又亞米利加合衆國の大統領ワシントン亦千七百九十年の教書に「知識は何れの國に於ても公共の幸福を生ずる確實なる根柢なり」と述べてゐる。

是等社會的傾向の思想の結果として所謂公立學校の發達を見るに至つた。併し乍ら

一般に此の思想の實行を見るまでには相當の年月を要したのである。此の時に當り國民教育學校の代用となれるものはペル・ランカスターの互教法である。

社會學的教育主義を主張せるものにはシュライエルマツヘル、ヴィルマン、ナトルブ、ベルグマン、ホレースマン、デュウエー等がある。

シュライエルマツヘル(一七六八—一八三四)の教育の意義は社會的影響に限り、心理的方面を閑却し、又教育の差別的方面のみを見て教育の理論の普遍的價値を不當にせる憾みはあるが、併し社會的教育學の源となり、個性と氣質と國民性とを力説せるは卓見である。

養護については教師の仕事は醫師の助けによつて完成されることを主張し、身體精神の相關について力説してゐる。即ち精神作用の抑制は身體の抑制となり、一の抑制作用は身心に影響することを述べてゐる。

訓練についても抑制と自由の必要を認め、生活は常に規則と自由との對立であるから、教育は常に此の點に注意しなければならぬことを唱へた。

教科教材の選擇は共同生活に入つてから必要なものを取るべきであるとしてゐる。

以上シュライエルマツヘルの教育説は社會的方面の力説を特色としてゐる。

デュウエーは米國に於ける代表的の教育學者にして彼は學校を以て社會の縮圖とし被教育者の受くる凡ての學校教育は社會的でなければならぬとの主張の下にシカゴ大學の附屬學校及びコロンビヤ大學附屬學校にて自ら彼の主張を實驗した。

第十章 現代の傾向

最近に至り人格教育學、實驗教育學、藝術教育の運動、作業主義の教育、公民教育等主張せられ、女子教育の勃興も亦盛大になつた。

人格教育學は教育の目的は人格の陶冶にあり、人格の中心は心情にある、従つて知識の教授は心情を基礎としなければならぬことを主張し、社會的傾向にも個人主義にも満足せず、又ヘルバルド派教育學の教授の方法に基づける方法萬能主義をも排するものである。ブッデ、ケストナー、リンデ等は此の派に屬す。

實驗教育學は實驗心理學の進歩に伴ひ、教育の原理、法則は實驗、觀察によつて研究すべきことを主張するものにして獨逸のマイモン、ライ米國のスターチ、ソーンダ

イク、フリーマン等を此の派の代表者とすべきである。

藝術教育の運動は何れも教育は藝術なりと主張し、教育者は藝術的美的原則に従ひ藝術家たるの自由を以て教育に從事すべきことを主張する運動である。

行動主義の教育は主意説に立脚するものにして、精神の發動的方面を重視し、教育の方法として作業、手工等を尊重し、兒童の行動及び創造に重きを置く主義である。

公民教育は國民の行動が國家と如何に密接に相關してゐるかを知らしめ、從來よりも今一層公共的精神の涵養を主張するものである。義務教育の延長、補習教育の改善青少年團の施設等は皆此の方法に屬す。

第三 近世に於ける本邦の教育

第一章 教育制度の發達

一 學制時代

明治五年八月に學則が頒布されてから十二年の教育令發布までを普通學制時代とい

つてゐる。

學制は佛蘭西の學制に倣るものにして、全國を八大學區に分け、區毎に一大學校を置き、大學區を三十二の中學區に分ち、區毎に一中學校を置き、中學區を更に二百十の小學區に分け、それ又に一小學校を置くことにした。

小學校は尋常小學、女兒小學、村落小學、貧人小學、小學私塾、幼稚小學の六種があり、尋常小學を本體とし、上下に分れ、下等小學は六歳から九歳まで、上等小學は十歳から十三歳の兒童を收容し、學科は實學を重んじ修身道徳を輕く見た。

此の制度の實施と共に教員養成機關の必要を感じ、明治五年九月に東京師範學校を設立し、米人スコットを招聘して小學校教授法を講せしめた。爾後大阪、宮城、愛知、新潟、廣島、長崎の諸縣にも亦官立師範學校を設け、その他の府縣もそれに倣つて師範學校を設立した。

一一 教育令時代

學制は劃一に過ぎて國狀に通せざるものありしを以て明治十三年九月に政府は教育

令を發布した。此の時より十九年の學校令を發布までの間を教育令時代と稱する。

教育令によれば大・中・小の學區を廢し、町村をして小學校を設立させ、學務委員を置いて自治的に町村内の學事を監督させた。義務教育年限は十六ヶ月であつた。

翌十三年十二月には改正教育令を發布し、義務教育年限を三年とし、又學校の設置及び廢止を嚴重にした。

明治十四年には小學校教則大綱、中學校教則大綱、師範學校教則大綱を定めて教育令實施の方法を示した。

三 學校令時代

森文部大臣の時明治十九年三月に帝國大學令を發布し、四月に師範學校令、小學校令及び諸學校通則を發布した。これら凡てを學校令と稱し、その後幾度かの改正を経て今日にまで及んでゐる。

小學校は尋常、高等の二種に分れ修業年限を各四年とし、尋常小學校を以て義務教育とした。

明治二十三年十月に小學校令を改正し、修身を第一位に置くことにした。又從來の授業料の制度を廢し、市町村費を以て經營することを本體とした。

明治三十三年八月に更に小學校令を改正し、同時に小學校令施行規則を定めた。

明治三十六年には小學校教科書を國定にした。

明治四十年には義務教育を六年とした。

師範學校は尋常高等に分けた。明治四十年四月には師範學校規程の一部を改正して第二部生の制度を設けた。

第一章 教育思想の變遷

學生時代の教育思想 明治初年は皇學主義であつたが、學制の頃から米國の實利主義が盛で教授法も全く米國風であつた。

教育令時代の教育思想 英國の功利的思潮の隆盛な時代で、スペンサーの科學を重んずる主知主義が行はれた。又ペスタロツチの教育説が傳はり、教授上に開發主義が這入つて來た。

學校令時代の教育思想 獨逸の國家主義が輸入せられ、教育法に於てはヘルバルト派の學說が行はれることとなつた。明治二十七八年戰役、三十七八年戰役を経て日本主義の主唱を見、國民的自覺を強めた。その後人格的教育、活動主義の教育等輸入せられ、自動教育、動的教育、創造教育等が力説され、又兒童心理學方面的研究も漸く盛んになつて來た。

第五編 心理學

第一章 緒論

教育と心理 教育は人の身體と精神とに及ぼす作用なれば、教育者はまづ此の兩者につきてその性質を知らなければならぬ。而して身體は生理學によつて之を學ぶことが出來、精神は心理學によつて之を學ぶことが出来る。吾人の精神作用は實に紛亂錯雜を極めてゐるが之を知、情、意の三種に分解される。此の知、情、意に關することを學ぶは即ち心理を學ぶことになり、心理を學びて後初めて正しき教育を行ふことが可能である。

心理の研究法 精神を研究する方法には主觀的觀察法、客觀的觀察法、實驗法の三種がある。主觀的觀察法とは内省法とも言ひ、研究者が直接わが心の内を省みて心狀の如何を觀察する方法である。此の方法は心理研究の基礎となるもので、他人の心意を觀察し、其の狀態如何を考察しようとするにはどうしても内省法によつて得た知識

を基礎として類推しなければならないのである。併し乍ら精神は常に活動してゐるものであるから正しく内省するといふことは實際に於ては困難なことである。又これのみにては觀察の範圍が非常に狭く、且各自の偏見に誤られ、特殊現象を一般的事實として速斷され易い缺陷がある。

此の缺點を補ふ方法は客觀的觀察法である。即ち他人の容貌、態度、言語、動作等の外部に現れた表徵を觀察して其の精神活動を研究する方法である。遊戯を共にする間、つぶさに相手の舉動を觀察することによつて氣轉のきく人、愚鈍な人、或は利己心の強き人、愛他心の盛んなる人、或は剛情なる人、意氣地なき人等遊戯に夢中となる間自然にわれ知らずほとばしり出るさまゝの心持を認むることが出来る。此の方法は現在の人々に就いて行ひ得るばかりではなく、傳記、著書等によつて古人の精神をも研究することが出来るから其の通用の範圍は非常に廣いのである。

實驗法と言ふのは一定の目的に向つて一定の事情を人爲的に構成し、此の事情の下に起る精神活動を研究する方法である。此の方法は以上の内省法、客觀法の單に質的決定を得るに反し、量的決定をも得られる長所を有つてゐる。

参考問題 心理學の知識があれば小學校の實際教育に當つて如何なる利益ありや、二三の例を擧げて説明せよ

(尋正 埼玉)

第一章 心身の相關

西諺に「健全なる精神は健全なる身體に宿る」といへる如く、すべて心身は相關するものである。

神經系統 身體は有形のもの、心意は無形のものなるに何故にかく相關するか。此の疑問は神經系統が身體の一部を占め心意作用を司りつゝあることによつて解決することが出來る。

神經は細胞と纖維との二つよりなり、細胞は心意作用を營み、纖維は細胞の變化を他に傳達する作用を成す、故に神經より成れる神經系統は中樞と末梢とに別れ、中樞は大腦、小脳、延髓、脊髓及び交感神經等ありて、相依り相結びて諸種の心意及び運動作用を營む中心機關である。

末梢神經はそのはたらきの上から感覺神經と運動神經との二つに分けられる。感覺

神經は五官その他外部より來る刺戟を中権の諸部に傳へ、運動神經は之に反して中権に起れる變化を身體の各部に傳達するのである。

斯く心身は分離すべからざるものなれば、教育に於ては身體を養護して心意の發達を圖り、心意を順當にして身體の發育を全うし、兩々ならび進みて完全なる人間を養成しなければならぬ。

第三章 心的現象發現の條件

一 意識

意識とは覺醒せる心の狀態の總稱である。卒倒又は熟睡せる時の如き場合を無意識の狀態といふ。又將に眠に入らんとする瞬間の如く此の二つの狀態の間に彷徨するを半意識の狀態といふのである。

人は絶えず身體の内外より種々の刺戟を受ける。此の刺戟が神經を動かして種々の意識を起させるのである。併し乍ら單に刺戟のみにて意識の起らない場合がある。即

ち意識を成立させる條件として注意と記憶の作用を缺くことが出來ない。即ち注意は外界よりの刺戟を意識に轉せしむる者にして記憶は意識に豊富なる内容と意味とを與ふるものである。

一一 注意

或る物に向つて特に心的勢力を集中する活動を注意といふのである。

吾人は絶えず外界から無數の刺戟を受けるものであるから、若し是等の刺戟が全部意識内に入るものとすれば、常に精神界の紛糾混亂を免れることが出來ない。併し乍ら仕合せなことには吾人は是等無數の刺戟中から或對象を選択して注意を之に集中し同時に他方に向はんとする心的勢力を抑制する力を有つてゐるから、意識の統一を保持することが出来るのである。

注意の對象が感覺的事物である時は之を感覺的注意といひ、感念である時は觀念的注意といふのである。又注意を惹起する興味が注意の對象其の物にあるか、又は之に關連した他のものにあるかによつて直接注意と間接注意とに分けることが出来る。又

一定の目的の下に故意に注意するか、或は唯對象の引くがまゝに注意するかによつて有意注意と無意注意とに分けられる。

有意注意は一定の目的の下に自ら進んで注意するものであるから、努力の感を伴ふものである。此の努力の感は精神力の集注作用と抑制作用によつて生ずるものである。此の有意注意も反復するに従ひ、努力の感が練習の結果漸次減少して遂には無意注意となる。

有意注意の一種に豫期注意といふものがある。即ち將に起らんとする事物を期待して注意することである。此の豫期注意は教授上大いに利用しなければならぬ。無意注意を自發注意と反意注意とに分つ。自發注意とは對象が興味ある爲に自然に注意を惹起するものである。反意注意とは力めて注意しまいとしても、尙注意しなければならぬものである。又兒童の注意は多く感覺的、無意的であつて、變轉し易い特徴を有つてゐる。

無意注意を惹起する條件として主なるものを擧ぐれば次の如くである。

1、刺戟の強大なること。

- 2、刺戟が急激に來るか、又は刺戟の運動すること。
- 3、快苦の感情に觸れること。
- 4、新奇なるか、又は變化あること。
- 5、利害に關係あること。
- 6、既存知識と關係あること。

注意は常に動搖するものであるから、兒童の注意を持続させる爲には、力めて變化ある教授をしなければならぬ。

同時に注意し得る事物の數に就て多くの心理學者は種々の實驗をしてゐる。カツタルの實驗によれば語を構成する文字は、無意味の綴りの三倍を、文章を構成してゐる語は聯絡のない語の二倍を同時に認め得るといふことである。一般に注意の強度は其の範圍と反比例をなすものであるから、同時に多數の事物を注意させることは教授上避けなければならぬ。

注意は學習の第一要件であるから兒童教育上必要なる一二の條項を擧げて其の参考に供しよう。

- 1、無意注意の條件を利用して興味ある教授をなすべきこと。
 - 2、變化ある教授をなすべきこと。
 - 3、兒童の發達に伴ひ、漸次有意注意の習慣を養ふべきこと。
 - 4、兒童の環境に注意して、其の注意を攪亂すべき事物を除去すること。
- 輓近漸く我が教育界に於て注目されつゝあるメンタルテストに於ける注意の検査は注意の強度を測るのが其の目的である。其の方法には種々あるが、その中最も良好なものとされてゐるのは抹殺試験である。

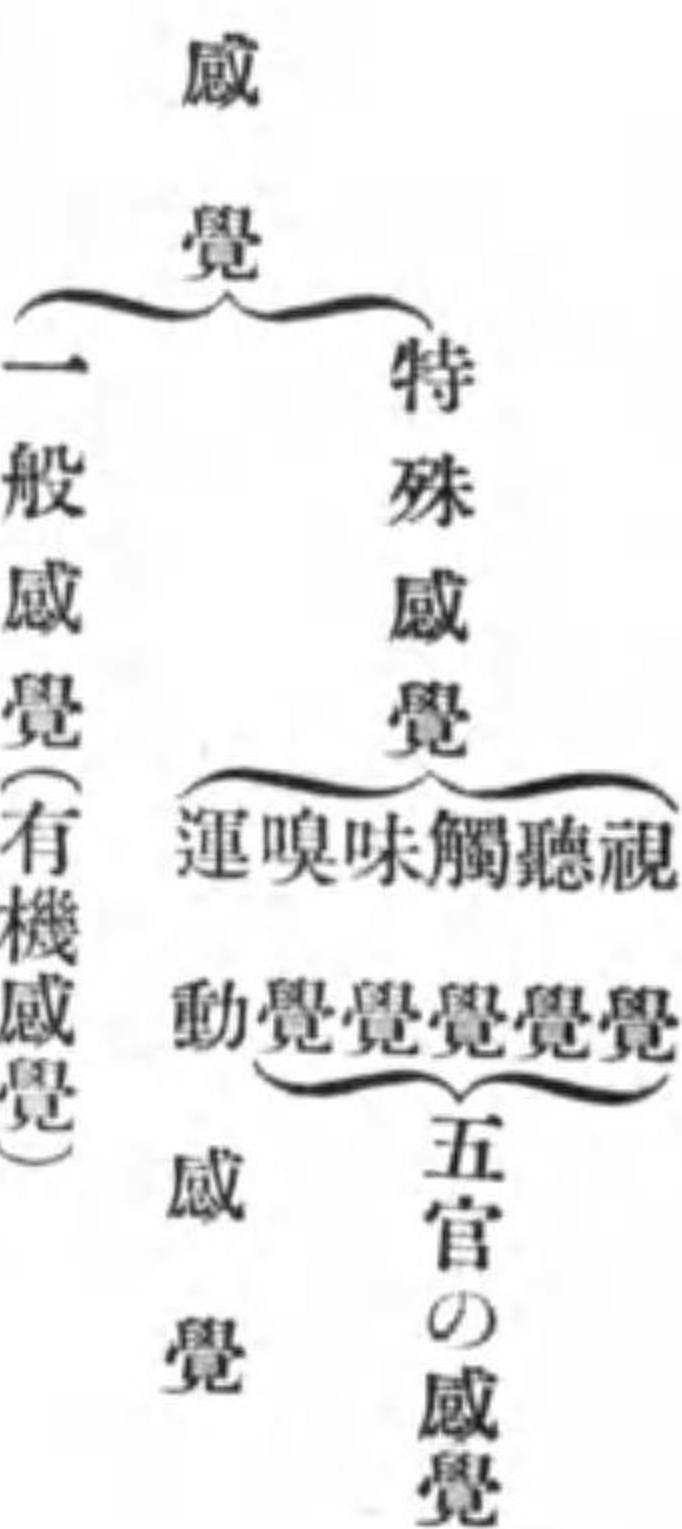
参考問題 兒童の注意は如何にして集め得べきや例を挙げて説明すべし (尋正 群馬)
 同 注意につき詳述せよ (尋正 静岡)
 同 注意の心理作用を略述せよ (本准 奈良)
 同 注意の種類を挙げて之を説明せよ (本准 長崎)

第四章 知的現象

一 感 覚

感覺とは身體の内外に於ける刺戟によつて生じた最も簡単な心的現象をいふ。嬰兒は始め唯朦朧たる一種の感覺を有するものであるが、此の感覺より諸種の心的現象が發達するのであるから感覺は知的作用の發端である。

感覺の分類には種々あるが次の分類は最も普通なものである。



Ⅳ、視覺 視覺は光線が眼の網膜を刺戟することによつて起る。視覺は之を光覺と色覺に分けられる。光覺とは光の強弱によつて生ずる感覺にして、色覺とはプリズムによつて日光を分析せる赤、橙、黄、綠、青、藍、堇の七色等の感覺をいふのである。刺戟の去りたる後、尙一定時間感覺の殘存することを殘感といひ、視覺に於ける場合を特に殘像といふ。色盲には全色盲と部分色盲の二種がある。視覺は感覺中知識の收

得に最も有力なものであるから、此の覺官の養生には特に留意しなければならぬ。

二、聽覺 物體の振動は空氣の波動を經て鼓膜に傳はる音の感覺を聽覺といふ。音の種類には樂音と噪音とあり、其の性質には高低、強弱、音色の三種がある。

三、觸覺 觸覺は皮膚の觸神經より生ずる感覺にして、壓覺、溫覺、冷覺、痛覺の四種に分けられる。身體中舌、唇、指には觸神經が多く集つてゐるから此の感覺が最も銳敏である。

觸覺はなるべく幼兒から練習させる必要がある。盲人が觸覺によつて視覺の缺を補ひ得るは全く練習の結果である。

✓ 四、味覺 味覺は液體が口中の味神經を刺戟することによつて生ずる感覺で、甘、酸、苦、鹹の味を區別する。單に味覺を満足させる爲に美食を貪る習慣を養つてはならぬ。殊に幼兒には刺戟性の飲食物を與へないやうに注意しなければならぬ。通常味又は風味と稱せられるものは味覺の外、嗅覺、觸覺と結合せるものである。

✓ 五、嗅覺 香氣ある瓦斯體が、鼻腔内の嗅神經に觸れて生ずる芳臭の感覺を嗅覺といふのである。

✓ 六、運動感覺 運動感覺には筋覺、關節覺、腱覺の三種がある。即ち隨意筋、關節、

腱の運動によつて生ずる感覺である。物體の硬度、重量等は運動感覺に觸覺の加はれるものである。此の感覺は知識の收得上重要なばかりではなく、藝術活動の基礎となるものであるから、幼兒より特に練習を與へなければならぬ。

七、一般感覺 身體内部の狀態、即ち消化、呼吸、血行等に伴つて生ずる感覺を一般感覺又は有機感覺といふ。俗に「氣分」「氣もち」などいふものは一般感覺に伴ふ快、不快の感情である。

一一 知覺

感覺と知覺 感覺を統一して意識することを知覺といふ。即ち感覺の如く事物の一性質に對する意識ではなく、多くの性質を有する事物を統一的に、時間的空間的序列に入れて意識する作用である。從つて知覺は單に感覺の集合ではなく、從來の經驗によつて現在の刺戟を解釋する類化作用に基き事物の意味を知る作用である。又知覺は觀念の如く、外界事物の現存しないときに生ずる意識ではなく、必ず現在の感官刺戟

に制約される。従つて感覚よりは自由であるけれども、觀念の如く自由ではない。故に知覚は感覚と觀念(表象)との中間に位する心的現象である。

直觀 幼兒のみならず、大人も平面畫を立體畫と認める如く、時々誤れる知覺を得ることがある。之を錯覺といふ。

直觀 物を觀察する作用を直觀といふ。即ち直觀とは直接事物につきて其の性質を統一的に感覺によつて經驗することである。

幼兒の觀察は不正確であるから、身體諸機能の發育に伴つて次第に觀察を好む習慣を養ふと共に、時々郊外又は動植物園、博物館等に伴ひ、實地實物につきて、誤謬の知覺を訂正し、直觀の範圍を擴め、知識の源を涵養しなければならぬ。

参考問題 錯覺につき簡単に説明せよ (尋正 埼玉)

三 觀念

にして現在の刺戟なくして起れる心像は觀念である。觀念は知覚に比して明瞭の度を減じ、其の内容に於て細かき點を缺き、且不安定である。

一觀念は多くの感覚的要素より成る。然るに感覚は人によつて同じではない。此の個人的差異を觀念の型式又は範類といふ。觀念型式は通常之を視覺型式、聽覺型式、運動型式、混合型式の四種に分けてゐる。即ち視覺型式とは視覺に印象の秀れたもので、聽覺型式とは聽覺による要素の秀れたものである。従つて教育上是等の差異によつて、教授方法を適應させなければならぬ。

参考問題 觀念と感覚との比較をなせ (尋正 岐阜)
同 觀念につきて説明せよ (尋正 廣島)

四 觀念の聯合

電光を見れば雷鳴を想ひ出し、白と言へば黒を思ひ出すやうに、嘗て意識内に共存せる表象は互に相誘發する傾向を有つてゐるものである。之を觀念聯合又は聯想といふのである。生理的見地よりいへば最等の表象に伴ふ神經活動は互に聯合して神經傳

達路を構成するものであるから、若し一つの神經活動が起きた時には自然に之と關係を有つてゐる他の神經活動を誘發して、觀念の聯合を起させるのである。

聯想の成立には接近聯合、類似聯合、反對聯合の三方則がある。接近聯合とは机を見ては椅子を思ひ出すやうに同時に又は相繼續して起る表象は互に聯合して相互に再生を助けるものである。類似聯合とは白砂糖と雪、蛇と鰐との間に起る聯合の如く、類似の性質を有する表象の聯合をいふのである。反對聯合とは性質の反對な表象の聯合をいふのである。西と言へば東を思ひ出し、暑いと言へば寒いといふことを想起するやうな聯合である。

聯合を強固ならしむる條件は

- (1) 反復 聯合は反復さるゝに従つて其の強度を増すものである。
- (2) 注意の強度 強い注意は印象を深くさせるから従つて聯合を強固にするものである。

- (3) 感情の強度 過去の經驗に於て強い感情を伴つたものは聯合が強固である。

- (4) 經驗の新近 同一の經驗でも新近な經驗は時日の経過した經驗よりも一層容易

に想起することが出来るものである。

- (5) 表象相互の内部的關係 表象が相互内部的に密接な關係をもつてゐる時は單に外部的關係をもつてゐる時よりも聯合が強固である。

メンタルテストとして聯合検査は各種検査中最も價値の多いものである。此の検査には自由聯合検査と制限聯合検査とあり、いづれも聯合作用の速さを計るにある。

参考問題 觀念聯合につき知る處を述べよ (尋正 長野)

同 教育と聯合との關係を説明せよ (尋正 岐阜)

同 聯合の法則に就きて簡単に説明せよ (尋正 塙玉)

五 記憶

記憶とは再生した觀念に「嘗て自ら經驗した」といふ意識の伴ふことである。故に記憶作用を分解すると(1)以前の經驗を保存する把住(2)把住された觀念の再生(3)嘗て自ら經驗したといふ意識即ち再認の三階段となるのである。

從つて善良なる記憶は(1)收得の容易迅速なること(2)把住の永續すること(3)再生が敏速且明確なることの三要件を備へなければならぬ。

記憶の方法には機械的方法、論理的方法、人工的方法の三種がある。機械的方法といふのは同一事を幾度も反復することである。「反復は記憶の母なり」と言はれてゐる通り、如何に記憶力の乏しい人でも十遍も百遍も根氣よく反復する時は自然に記憶するやうになるものである。反復には口誦の如く少數の覺官に訴ふるものと、口誦すると共に筆記するが如く多數の覺官に訴ふるものとある。前者は神經傳達路を深くし、後者は神經傳達路の聯絡を多くし、共に聯想を強め、再現を明確容易ならしめるものである。近來の學校教育は餘りに理解に重きを置き、動もすれば此の機械的方法を輕視するの傾きがあるけれども、機械的記憶法も亦非常に重要なものである。

論理的方法は記憶の最も良なる方法である。(1)記憶せんとする事柄を相互に内部的關係によつて連結させ(2)同時に之を既知の事柄に關係させて、秩序ある系統を形成する方法である。此の論理的方法によれば新觀念は系統の全部によつて其の把持を助けられる爲に、聯想多様となり忘却することが尠いのである。

年代、人名、事物の名稱等機械的記憶の困難な場合に適用される方法は人工的記憶法である。即ち記憶せんとする事項と自己の熟知してゐる事項とを偶然の關係に基い

て巧みに結合する方法である。彼の記憶術と稱せられるものは多少の體系を備へた人工的方法である。此の方法は時によれば大いに利用すべきものである。併し偶然の關係を認める爲に多大の心力を費さねばならぬものは、初めから機械的方法を採用した方がよい。

記憶のメンタルテストには豫定の文章を読み聞かせてそれを再現させる論理的記憶検査と無關係の印象に對する兒童の直接記憶を検査する機械的記憶検査とある。

六 想 像

想像も亦記憶と同じく觀念の再生である。記憶と想像とを比較すれば唯記憶は元の觀念をそのままに再生し、想像は元の觀念を變化して再生する點に於て相異してゐる故に想像作用を分解すると(1)觀念の再生 (2)分解 (3)新觀念を構成する綜合の三過程となる。

想像は再生的想像(受動的想像)と構成的想像(能動的想像)とに分けられる。再生的想像とは意志の力を用ひず、觀念の再生に伴ひ自然に起る想像である。構成的想像と

は一定の目的に指導されて新觀念を構成する再生、分解、綜合の三作用を含む想像である。理想とは「道理にかなへる想像」の意にして、實際より離れるものを空想といふ。幼兒の想像は不羈自由にして、竹片を馬とし、人形を嬰兒と見なすが如く、特に意を用ひず、おのずから感ずるを以て多く受動的想像である。従つて教育者は常に兒童の環境に留意し、兒童の好む童話、童謡等の選擇もなるべく美はしき兒童の想像の世界を妄りに破壊せざるものを見いだし、漸次自然を觀察せしめ、健全なる想像の養成に止めなければならぬ。

夢は睡眠中に於ける觀念の再生である。其の原因は多く身體上の刺戟による。蓋し感覺は睡眠中も絶えず脳と交渉をもつてゐるのである。此の感覺上の刺戟が原因となつて種々の觀念が再生するのである。夢の特質は虛偽、脊理のことをも眞實と認めることがある。

幻覺は覺醒中外界の刺戟が無いのに或刺戟に相當する物體が實在する如く知覺するものにして、多く精神病者に起る心的現象である。

第五章 思考作用

一 類化

類化は統覺ともいふ。既有觀念を基礎として、新來の印象を解釋し、之を中心に入れる作用である。換言すれば類化とは舊經驗の作用によつて、新經驗を收得する作用である。類化は此の意味に於て之を食物の消化作用、即ち嘗て消化されたる食物が身體の組織となり、此の組織の力によつて新しき食物を消化する徑路に比較することが出来る。

ヘルバートが類化を以て教育、教授の基礎觀念とし、以て教育學の全體系を建設せらるが如く、教授の順序方法は被教育者の類化作用に基きて規定しなければならぬ。類化は基礎觀念の上に行はれるものであるから、まづ基礎觀念を正當ならしめ、次に正當なる類化を營ましめるやうに心掛けなければならぬ。

参考問題 類化の心理を説明せよ (尋正 群馬)

一一 概念

多くの特殊的事物より、是等の事物に共通なる普遍的要素を認識する作用を概括作用と言ひ、概括作用の結果生じたる普遍的觀念を概念といふ。

概念は比較、抽象、概括の三過程を経て有意的に構成せられるものである。れんげすみれ、たんぽゝの花は色も形も皆異なれど(比較)、いづれも萼、花冠、蕊を具へたる植物の一機關たる點に於て同じである(抽象)、即ち此の類似點をとりすべて花と名づくれば(概括)、花の概念となる。

「花は顯花植物の一機關なり」と言へば花といふ概念に屬する性質を包容する故に之を内包といふ。花にげんげ、すみれ、たんぽゝ等あるは即ち花の範圍にして之を外延といふ。此の二者は反比例をなして増減するものである。

すべて範圍の狭い概念は逐次廣い概念に總括されて、遂に最高の概念を造るものである。

概念養成上注意すべきことは次の如くである。

- 1、觀念を明確ならしむ。
- 2、その内容を實物、實例より收得せしめ、進んで抽象、概括の能力を獲得させなければならぬ。
- 3、概念を名稱によつてのみ授くることは教育の主旨に反す。

参考問題 概念について説明せよ (本准 福岡)

二 言語

概念は抽象的のものであるから、取扱上何等かの具體的符號と結合しなければならぬ。是等の符號中最も便利なものは言語である。

言語の起原に關しては神傳説、本然説、能力神來說、經驗説等種々あれども、現時多くの學者によつて肯定されてゐるものは經驗説である。即ち感情の自然的發表が經驗の結果次第に意識の支配を受け、徐々に進化して現時の言語に發達したものであるとの説である。

幼兒は重複單音を連發する準備時代より模倣期(満一年以後)に入り、満四歳頃に至

つて漸く日常の言語を理解使用し得るやうになるものである。言語教育上注意すべきことは「まづ物を與へて、然る後に言語を與へよ」といふことである。又自ら常に言語を謹み、正しき模範を示さなければならぬ。

四 斷 定

「人は動物なり」「銀は金屬なり」といふ如く事物に關する或種の立言を斷定(判断)といふ。換言すれば概念又は觀念と、概念との關係を定める心意作用を斷定といひ、言語にてあらはせるものを命題といふ。凡て断定に於ては思考の對象たるべき事物又は概念を主位といひ、主位を規定する概念を賓位といふ。

前後の關係の一致すると一致せざるとによつて肯定、否定の二種の断定を生じ、又其の分量によつて全稱、特稱の二種に分けられる。

断定は概念と新たに知覺せる事物との關係を決定する作用であるから、知識の練磨に缺くべからざることは言ふまでもなく、此の基礎が正しくなければ、更に複雑なる思考をめぐらすことが不可能である。正しき判断を養成するには次の注意が必要である。

る。

- 1、正しき概念を得せしむること。
- 2、心を平かにして偏見を避けしむること。
- 3、妄斷の習慣をふせぐこと。

五 推 理

推理とは既知の断定より一の新しい断定を導く作用をいふ。例へば

人は動物なり……………大前提
吾は人なり……………小前提
故に吾は動物なり……………結論

右は初の二つの断定から新たに第三の断定を得たのである。

推理の形式には演繹法と歸納法とある。演繹法は一般の原則より推して特殊の事物を断定する推理である。前例は演繹法の一種である。

歸納法は演繹法に反し、範圍の狭い特殊の断定から推して一般に涉る原則を断定す

る推理である。

金・銀・銅・鐵・鉛等は熱によりて鎔解す。

金・銀・銅・鐵・鉛等は金屬なり。

故に凡ての金屬は熱によりて鎔解す。

推理の發達によつて思考作用は完成するのである。理想とは推理の示す想像即ち合理的想像をいふのである。

第六章 情的現象

一 感應

知識は事物を認識する心の作用なれど、感情は事物の快、不快とを感する意識の状態である。而して美しき色を見て快を感じ、苦き味に不快を感じるが如く、感覺に伴つて起る最も簡単な感情を感應又は單一感情といふ。感應は斯く感覺に伴ふものであるから、その種類も亦之に應じて有機感覺に伴ふ感應即ち筋肉、血液、消化、呼吸、

睡眠等の状態によつて生ずる快、不快の感、味覺、觸覺、嗅覺、視覺、聽覺、運動感覺に伴ふ感應等となる。感應と感覺との區別は感應は感覺に比して一層主觀的であることゝ、感覺は注意によつて一層明瞭の度を増すけれども、感應は注意することによつて不明となり又は消失することがその主なる差異である。

二 情緒

自他の利害と相關係して起る強き感情を情緒といふ。情緒も亦身體と密接な關係を有し、その情の發生に伴ひ、神經系統に動搖を起し、身體的の表出となる。而して是等の生理的變化は更に有機感覺となつて情緒に反響し、益々之を亢進せしめるものである。

今主なる情緒の種類を左に列記して見よう。

1、恐怖 恐怖は將に來らんとする危害の豫期に伴ふ情緒である。恐怖は人の心を沮喪すること悲哀よりも大なれば、恐るべきことゝ、恐るべからざることゝを識別させなければならぬ。

2、忿怒
忿怒は不快感を與ふる事物を除去せんとするときに起る情緒である。恐怖と同じく自己保存を目的とすれども、忿怒の身體的表出は恐怖の場合と全く相反す。

3、自重と卑屈
自重は自己の價值を認めたる時に起る情緒にして、卑屈は之と反対のときに起る。卑屈に對しては大に警戒すると共に、傲慢を諱しなければならぬ。

名譽
自己の價值を他人から認められた時に生ずる情緒である。他人の名譽の爲めに自己の價值を損せられる如く感ずるのは嫉妬である。名譽の情緒は之を適當に誘導すれば向上心を助長するけれども名譽の奴隸とならざるやうに留意しなければならぬ。

希望
快樂の豫期に伴ふ情緒にして、恐怖と相反す。人は希望なくして一日も生存すべからざるものなれば、合理的に之を助成しなければならぬ。

同情
同情は愛情の進みたるものにして、他人の快苦を以て自己の快苦の如く感ずる情にして、其の性質社會的である。同情の養成は教育上最も重要な職分の一つである。

三 情 操

情操は利害の念を離れ、自他の別を絶ちたる點に於て情緒と異つてゐる。一幅の名畫を嘆賞する心狀は唯その美に感じて我を忘れる類にして、その持主の幸福を羨むとか、之を買ひつて利益を得ようと喜ぶのではない。

又情操は情操の如く個々の場合に應じて起る現實的感情ではなく、寧ろ對象そのものについて抱く感情の永續的傾向である。發生的には情操は情緒の反復から發達したものであるけれども、一度成立すると情緒の原因となり二者相互に原因結果の關係を有するやうになる。

情操は便宜上(1)具體的情操(2)裏象的情操とに區分し、裏象的情操を知的情操、道德的情操、宗教的情操及審美的情操の四種に分類してゐる。(第一篇情操教育の部参照)

参考問題

情操の種類をあげて説明せよ (尋正 鹿児島)

同

情操に就きて簡単に説明せよ (尋正 埼玉)

第七章 意的現象

一 衝 動

衝動とは目的及び方法の觀念なく、唯心身自然の要求によつて、一種の運動を行ふことをいふ。換言すれば現在の狀態より快き狀態に移らんとする發動である。

衝動の種類

1、自發運動 比較的に外部的刺戟又は外部的原因に獨立して、しかも反省的でない活動をいふ。例へば兒童が自然に手足を動かす場合等である。反射運動と異なる所は自發運動は自ら運動を起すけれども、反射運動は刺戟が無ければ起らないのである。

2、本能運動 本能とは鳥の生れながら巣を構へ、蜘蛛の糸をかけるが如く、目的を豫知することなく、又之に對する豫備教育又は練習なくして、しかも能く目的に適合する行動を營む能力をいふのである。人類も亦此の種の運動をあらはすもので、嬰兒の哺乳の如きはその著しき例である。本能の種類には1、自己保存の本能 2、種族保存の本能、3、社會的本能、4、順應的本能等がある。

3、模倣運動 乳兒が母親の笑顔を見ておのづから笑ふが如く、他人の舉動、音聲等を模倣する衝動である。

4、遊戯 將來の實際的効果如何に關せず、活動其のものを目的とする身體又は精

神の自發的活動を遊戯といふ。遊戯に關する學說としては勢力剩餘説、準備説、反復説、休養説等あれども、之を要するにいづれも見方の相違にして是等の説は互に相補充して完全なものとなる、兒童の遊戯は事物を弄ぶ感覺的遊戯に始り、運動遊戯に移り、想像的遊戯となり、八九歳頃より漸次競爭遊戯、知的遊戯に興味を有するやうになる。

二 欲 望

欲望は精神が或程度に達した後に起る所の一種の動能にして、衝動の如く盲目的のものではない。例へば我等が空腹の爲に食慾を催すことは衝動にして、特に蕎麥を食はんと望むは即ち欲望である。

欲望の種類は(1)肉體上の欲望(飲食、遊戯、睡眠等の欲)と(2)精神上の欲望(金錢、名譽、知識、社交の欲)との二種がある。

いづれの欲望も習慣の固定によつて變態を生ずることがある。即ち偏向となり、更に進みて殆ど第二の天性となれるものを性癖といふ。飲酒、喫煙の慾の如きは屢性癖

となり、教育の力も及ばないことになる。

三 執 意

執意は又狹義に意志と稱せられるものにして、凡ての意志作用中最も高尚なものである。即ち欲望には目的の觀念がある。此の目的を動機として手段を考へ、此の動機と手段の中最善と思へるものを選択して行爲にあらはせば、これ即ち狹義の意志である。之を圖示すれば次の如くになる。

意志—動機—思慮—選擇—決定—行爲

来る日曜には朋友を訪問しようか、讀書に暮さうか、上野公園に散步に出掛けようかと三つの動機が互に競争するとき訪問か、讀書か、散歩かと思ひなやむは思慮である。思慮の結果一を選択し、選択したるものを見現せんとするは決定である。それより行爲となる。

意思には表裏二面がある。即ち目的に對して行爲の表に發する場合と、その行爲を抑制する場合とがある。前者を外部意志といひ、後者を内部意志又は消極的意志といふ。而して此の二面は共に必要な意志作用である。

意志作用を完全ならしむる爲には知識と感情の陶冶を必要とする。

参考問題 意志の本質及び其の發達につき説明せよ (本正 東京)

四 品 性

品性とは意志の習慣性を意味し、普通意志の善良なる傾向をさしてゐる。例へば「品性の確立せる人」といへば、道徳的に品性の確立せる人をいふのである。

品性の要素は

- 1、事物の價值に關する實踐的判断。
- 2、價值に對する感受性。(善の價值を強く感受すること)
- 3、實行の意力。

の三となる。此の三要素が自我に於て統一され、漸次固定する時に品性が確立するのである。

ヘルバルトは強固なる道徳的品性の陶冶を以て教育の終局目的としてゐるが、これ

は單にヘルバルト派のみならず、凡ての教育學者は是るべき教育の中心問題である。

五 順應及び習慣

動物はすべて其の環境の刺戟に對して順應するものであるが、その作用は發達の程度によつて高下がある。これを發達の程度によつて大別すると次の四種となる。

一、生理的順應作用 身體内部の生理作用の調整によつて間接に環境に順應する作用にして、すべての動物に共通する最下等の原始的作用である。

二、感覺運動的順應作用 主として運動機關及び下級の意識作用である感覺、知覺によつて直接外界に順應する作用である。その最も簡単なるものは反射運動又は本能運動で、これは運動機關及び神經組織の發達せる動物に共通の順應作用である。

三、表象的順應作用 意識作用發達の結果、感官の直接刺戟を離れ、自由表象によつて記憶、想像をなし得る純然たる意識的順應作用にして、人類特有のものである。

四、概念的順應作用 概念及び推理による最高の意識的順應作用にして、即ち表象的順應作用の煩瑣直な觀的表象作用によれる所を簡單な抽象的表象作用によらんとするものである。

是等の順應作用を完全に發達させようとするには、是等を綜合して調和的に發達させなければならぬ。即ち下級順應を練習して順次上級に進めなければならぬ。之を順應の進化的發達といふのである。斯く上級に引き上げたものを更に反復練習すれば習慣となり、意識作用を省略しても正確に反應することが出来るやうになる。之を順應の退化的發達といふのである。

順應の學習は(1)試行錯誤法 (2)模倣 (3)舊經驗の利用の三種に概括することが出來る。

新に學びたる運動を反復するときは生理的には神經の傳達路を固定し、心理的には運動に伴ふ意識作用を減少し、終に習慣となる。習慣は動作を正確、迅速ならしめ、疲勞を減じ、其の始め意識的努力を要せしものも全く機械的となり、更に進みて活動を開始させる餘地を生ぜしむるものであるから、教育上善良な習慣の養成は最も重

要なことである。

第八章 疲 労

一定時間作業を繼續すると能率減退し、不快を感じるやうになる、之を疲労といふ。疲労の原因は酸素、炭素の如き物質の缺乏と、老廢物特に疲労毒素を生するによる。疲労の感じは休養を要することの一種の警告にして、世人が大いに恐るゝが如くそれ程危険なものではない。寧ろ場合によつては疲労に打勝つ鍛錬を與へる必要がある。併し乍ら其の高度に達したる疲憊は心身に悪影響を及ぼすものであるから大いに留意しなければならぬ。

疲労の測定法には生理的方法(間接法)と心理的方法(直接法)とあるが、未だその價值に於ては評價が一定してゐない。

疲労に対する教育上の注意

- 1、疲労の度は児童の體質、年齢等によつて差異がある。
- 2、午前は午後に比して一層作業に適す。

3、作業の轉換は児童の心機を一轉し、倦怠を防ぐ。

4、疲労値の最も高き科目……數學、外國語、體操

疲労値の中位なる科目……國語、理科、博物

疲労値の最も低き科目……技能科

日課表の作製には此の點に留意しなければならぬ。

5、個人教授は學級教授よりも疲労を來す。

6、児童には充分なる睡眠を與へなければならぬ。

倦怠は作業に興味なき結果起るものにして疲労とは似て非なるものである。同一視しないやうに注意しなければならぬ。

参考問題 疲労の心理を述べ之が恢復の方法を明かにせよ (本正 静岡)

第九章 児童心身の發達

幼兒期 出生より大凡二箇年の期間を幼兒期といふ。初生兒の身體は頭部過大にして、四肢短く、胸部小にして腹部著しく膨脹し、全體として甚だ不釣合である。これ

未だ四肢の運動を必要とせず、消化作用及び脳髄の發達が旺盛なるためである。ついで六七箇月を経て乳齒を生じ、九箇月後には匍匐し、一年以後には歩行することが出来、身長、體重の増加は極めて顯著である。

幼兒の行動は始め反射運動、本能運動であるが次第に有意的に進む。要するに此の時期は感覺機關及び筋肉の使用を學び、外界に對して身體上の順應をなす時である。
兒童期 幼兒期の終りより大凡七歳に至る間を兒童期といふ。七歳頃になると乳齒脱落し、永久齒之に代る。身長は成人の約三分の二に達す。身體運動の統制力亦著しく發達す。

腦の發達は殊に著しく、直觀作用盛んに行はれ、初步の感情が現はれて来る。心意作用の萌芽は幾らか認められるが、抑制作用發達せず、行意は全く模倣による。

少年期 大凡七歳より十四五歳までを少年期といふ。身體の發達著しく、殊に兒童期の末青年期の初め、女子の身體的發育は男子を凌ぎ、男女兩性の區別が次第に明かになる。

少年期は知識技能の收得に於て顯著なる進歩をなす時代である殊に後半期に於ては

思考力發達して抽象的となり、想像も合理的となり、道徳的感情も徐々に發現す。

青年期 十四五歳より二十四五歳までを青年期といふ。身體は著しく發達し、聲音は變化し、筋力充實す。心的特徵は理想にはしり、やゝもすれば空想に流れ、誘惑に誤られ、又往々常規を逸する行爲に出ることがある。

第十章 暗示

或る自然的又は人爲的に與へられた刺戟が感覺され、若くは知覺された場合に、其の自然の結果として是と何等かの關聯をもつてゐる一定の精神活動又は生理的動作が誘發された時は、普通其の刺戟を後者に對して暗示といつてゐる。其の特徵は(一)何等の論理的根據なきに(二)しかも暗示を受けたるものが、暗示された觀念等を一種の信仰を以て受容し(三)之に反対する衝動を抑制し、自然に暗示觀念に應じたる身體的神活動を起すことである。

人は社會的動物なると共に又暗示的動物である。教育は之を絶えざる覺醒暗示と見ることが出来る。從つて暗示は教育にとつて重大な條件である。

第六編 論理學

第一章 思考の原理

思考の原理には次の如き四種の別がある。

一、同一律 此の原理は觀念の内容が常に同一不變なるべき場合にいふ。此の原理は「甲は甲なり」といふ形で表はされてゐる。即ち「倫敦は英國の首府なり」といふ場合倫敦といふ觀念の内容と英國の首府といふ觀念の内容とを同一視して立言してゐるのである。

二、矛盾律 此の原理は同一の事物について同一のことを肯定すると共に否定することの出來ない場合にいふ。「甲は非甲にあらず」といふ形で表はされる。即ち同一律の裏である。

三、排中律 (不容間位律) 同一の事物については同一のことを肯定するか否定するかの孰れかにしてその間に第三者を容れる餘地が絶対にない場合をいふのである。

「甲は乙なるか、或は非乙かなり」の形で表はされる。即ち排中律は同一律と矛盾律とが綜合して出來た原則である。

四、充足理由の原理 此の原理は思考は常に必ず充分なる理由を伴はなければならぬことをいふ。即ち理由から歸結を生じ、その歸結が第二の理由となつて更に第二の歸結を生じ、斯く論理的聯繫によつて始めて正確な思考となるのである。

第二章 概念

概念とは一定數の内容を統括せる渾一體にして一つの事物を表示するものである。其の包含せる内容を属性といふ。属性も亦概念であるから之を特に属性概念といひ、或概念の成立に缺くべからざる属性を本質的属性といふ。概念を言語にて表はす時は之を名辭といふ。

概念には二つの方面がある。内包と外延である。内包は概念の含蓄にして梅といふ概念を例にすれば梅といふ木の本質的属性である。外延は概念の範圍にして梅について言へば種々なる梅の種類である。概念の内包と外延とは反対の方向に増減するもの

である。即ち概念の内包を増せば外延が減じ、外延を増せば内包を減ずるものである。而して例へば植物といふ概念は梅といふ概念を包括するから、植物といふ概念は梅の概念に對して上位を占めるから上位概念又は類概念といひ、梅の概念を下位概念又は種概念といふ。

概念は又判明な概念と亂雜な概念、明晰な概念と不明な概念といふ風に區別される。又概念を外部の異なる立脚地から見ると第一に先驗的概念(純粹概念又は範疇)と繼續的概念とに區別される。先驗的概念とは字義の如く先天的に具つてゐるもので、繼續的概念とは經驗的に抽象して得た概念のことである。

第二は抽象概念と具體概念。第三には反對概念と矛盾概念の區別がある。矛盾概念とは中間に第三者を介在する餘地のない概念である。第四には個別概念と集合概念。第五には單獨概念と一般概念である。單獨概念とは『此の本』と言へば世界に一つしかない、即ち外延の最少限度に達せる概念をいふのである。固有名詞で表はされるものは之に屬する。

第六は單純概念と複合概念である。單純概念とは存在とか性質とかいふ概念で、複合

概念とは種々の属性を持つてゐる普進の概念をいふ。第七は相對概念と絕對概念。第八は同一概念と同義概念で、同一概念とは外延内包の同一な概念をいひ、同義概念とは外延内包が違つても適用の同じものをいふのである。例へば錢^{せに}と金^{かな}、人間と人類の如きは前者にして、駱駝と砂漠の船、山脈と分水界等の如きは後者の例である。第九は離接概念と交叉概念で、春と夏等の如く同一類の概念にして其の外延が少しも交つてゐないものを離接概念といひ、軍人と勇士等の如く外延のある部分が共通してゐるものを交叉概念といふのである。

参考問題 反對概念と矛盾概念との別を明かにせよ

(本正 東京)

同 概念の内包と外延との意義を述べ其兩者の關係を明にせよ

(本正 静岡)

第二章 斷定

斷定とは概念の属性を分析若しくは綜合して其の内部的關係を規定する作用をいふのである。之を言語に表はせるものを名題といふ。例へば「孔子は聖人なり」といへば一つの名題で、二つの名辭(概念)が含まれてゐる。即ち「孔子」は斷定の主概念で、之

を主辭といふ。「聖人」は断定の賓概念で、之を賓辭といふ。而して此の主辭と賓辭との關係を示す「……は……なり」を繫辭といふのである。

命題には多くの種類があるが之を表にすれば大體左の如くである。

断定 定言的断定
全稱肯定
特稱否定
或或るSはPなり(A)
SはPならず(E)

制限的断定 假言的断定
全稱肯定
特稱肯定
或或るSはPなり(I)
SはPならず(O)

オイラーの圖式によつて以上の外延上から見た主概念と賓概念との包攝關係を説明すれば次の如くなる。

全稱肯定 A (總てのSはPなり)

(一) 
(二) 

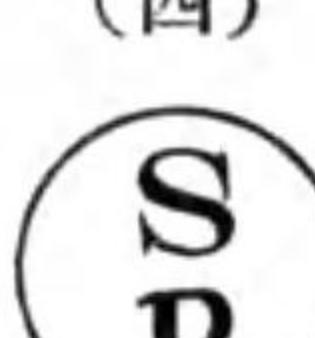
(一) 凡ての人間は動物なり。
(二) 英國の首府は倫敦なり。

全稱否定 E (總てのSはPならず)




鯨は魚にあらず。

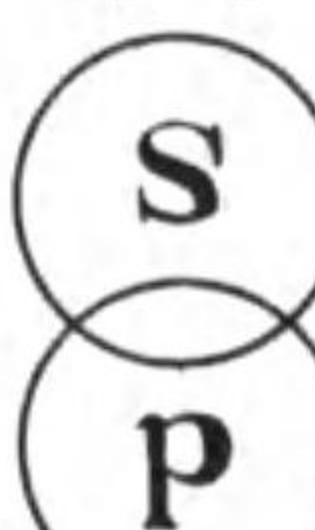
特稱肯定 I (或SはPなり)

(一) 
(二) 
(三) 
(四) 

或代議士は醫師なり。

(三) 或人は正直なり。
(四) 或教師は教育家なり。
(五) 或等角三角形は等邊三角形なり。

特稱否定 O (或SはPならず)

(一) 
(二) 

- (一) 或代議士は醫師にあらず。 (二) 或教師は正教員にあらず。

(三) 或良代議士は不人望家にあらず。

以上全稱肯定(一)の例「凡ての人間は動物なり」の場合に於て主概念は人間の全部に亘つて主張されてゐるが、賓概念の動物についてはその動物中の或一部分と人間との關係を肯定斷定してゐる。斯様な場合全部に亘つて主張されるときその概念は周延されてゐるといひ、單に一部分について主張されてゐるときには、その概念が周延されてゐないといふのである。前者を擴充、後者を不擴充といつてゐる人もある。Eの「總てのSはPならず」に於てはSもPも共に周延されてゐるのである。

第四章 推 理

一 推理の種類

推理とは既知の斷定を根據として他の斷定を定立する作用をいふのである。推理の模式の言語にて發表されたものを論式といひ、他の新斷定を定立する根據となるべき

斷定を前提といひ、その前提から導き出される断案といふのである。

而して唯一つの前提から直接に導き出される推理を直接推理といひ、二個の前提の相互關係から間接に結論を導き出すことを間接推理といふのである。此の間接推理には演繹推理と歸納推理との二種がある。即ち普遍なる眞理を示す断定を前提として特殊の眞理を推理するのが演繹推理で、特殊の事實を示す断定を前提として普遍なる眞理を示す断定に到るのが歸納推理である。

二 直接推理

一、換質法 換質法とは命題の質を變へる(肯定を否定に、否定を肯定に)ことによつてその形式を變することをいふのである。例へば「總てのSはPなり」(A)を「總てのSは非Pにあらず」(E)とし、「或SはPなり」(I)を「或Sは非Pにあらず」(O)とするやうなのが即ちこれである。

二、換位法 命題の質を變せずその主辭と賓辭との位置を轉換することを換位法といふ。此の場合周延された命辭を不周延に改めることは差支へがないが、不周延の命

辭を周延に改めることは出來ない。例へば「總ての人間は動物なり」を「總ての動物は人間なり」と換位することは出來ない。必ず「或動物は人間なり」としなければならぬのである。

三、換質換位法 これは先ず換質してから後に換位する方法で、換位の不可能な特稱否定もこれによれば換位が出来る。

四、對當法 同一の主辭及び賓辭よりなれるAEIOの四定斷を對立させ、其の一斷定の眞偽によつて他の断定の眞偽を推理することを對當法といふのである。

E — 大小對當 — O 矛盾對當とはAの断定が眞ならば、Oは必ず偽、Oの断定が眞當 — 矛盾對當 — 小反對當

大小對當 — I 反對對當はA及びEが共に眞なるを得ず、但し共に偽なることを得るものである。

A — 大小對當 — I 小反對當はIとOとは共に眞なることを得るも、共に偽なることを得ざる關係を示せるものである。

大小對當の場合にはAが眞ならばIも眞、Eが眞ならばOも眞、又IOが偽ならば

AEも偽、但しAEが偽でもIOは不明、IOが眞でもAEは不明なることを示せるものである。

三 間接推理

一、定言的三段論法 間接推理中最も代表的にして基本的なものは三段論法である。その中二個の定言的断定を前提として定言的の断案を定立するものを定言的三段論法といふのである。

魚は動物なり

魚は魚なり

故に魚は動物なり

小前提

魚は魚なり

魚は魚なり

定言的三段論法は媒辭の位置によつて四種の論式をとるのであるが之を定言的三段論法の格といふのである。

大前提	媒	第二格
小前提	小 — 媒	
小 — 大	大 — 媒	第二格
小 — 大	小 — 媒	
小 — 大	媒 — 小	第三格
小 — 大	媒 — 小	
大前提	大 — 媒	第四格

此の四種の格に A E I O の四斷定を配合して生ずる形式を定言的三段論法の式といふのである。従つて正否の別なく數へると四つの中の三つ宛を組合せて六十四種を生ずるけれども、性質上成立不可能なものもある。

定言的二段論法の法則には次の如きものがある。

第二法則 媒辭は前提に於て少くも一回は周延されなければならぬ。

第三法則 前提に於て周延されない概念を論案に於て周延し、前提が二つとも否定であれば断案が成立しない。

第五法則 前提の一が否定ならば断案も否定、共に肯定なれば断案も亦肯定である

第六法則 前提が共に特稱なれば斷案は成立しない。

卷之三

第七法則 前提の一が特稱なれば斷案も特稱である。
従つて前提として可能な形式は次の十六種となる。

A—A
E—A
I—A
O—A
A—E
E—E
I—E
O—E
A—I
E—I
I—I
O—I
A—O
E—O
I—O
O—O

然るに以上の法則に照合すると E—E、O—E、E—O、O—O は兩前提共に否定なるため不可能であり、I—I、I—O、O—I は兩前提共に特稱なるため正確なる断案に導くことが出来ない。又 I—E は第二法則又は第五法則に反するから之も亦断案が得られない。よつて八種の配合が残ることになるけれども、格の如何によつては正確な推理の形式とならないものもある。

二、假言的三段論法 假言的斷定を基礎とする推理にして、普通の形式は大前提が假言的斷定、小前提と斷案とが定言的斷定から成立つてゐるものである。假言的三段論法は小前提に於て前件を肯定するか、又は後件を否定すれば正確であるが、前件を否定し、又は後件を肯定する場合は不正確である。

簡単なる假言的三段論法は

一、 $\neg A$ ならば B なり。
故に B なり。

二、 $\neg B$ ならば B なり。
故に A ならず。

の形で表はされる。純粹假言的三段論法とは兩前提共に假言的斷定より成り立つものである。

一、 $\neg C$ Aならば B なり。
故に C ならば B なり。

二、 $\neg C$ Aならば B なり。
故に C ならば A ならず。

三、選言的三段論法 大前提が選言的斷定にして、小前提がその選言肢の或者を肯定又は否定することによつて断案を導き出す方法である。選言的三段論法に於ては、第一に選言的に擧げた事項は一切を網羅しなければならぬ。第二には選言的事項の範

圍が重り合はないことが必要である。

一、 $\neg A$ は B か C か D かなり。
故に A は D なり。

二、 $\neg A$ は B か C か D かなり。
故に A は C にあらず、又 D にあらず。

四、雙肢的三段論法(或は兩刀論法、雙肢式等ともいふ)大前提は二個以上の假言的命題より成り、小前提にてその前件全部を選言的に肯定するか、或は後件全部を選言的に否定するかによつて断案を得るもので、その形式には次の如きものがある。

(一) 單純雙肢式

(1) 構成的論法

A が B ならば C なり。
 D が E ならば C なり。

然るに A が B なるか D が E なるかなり。
故に C なり。

(2) 破壊的論法

AがBならばCなり。

AがBならばDなり。

然るにCならざるかDならざるかなり。

故にAはBなり。

(二) 複雑雙肢式

(1) 構成的論法

AがBならばCはDなり。EがFならばGはHなり。

今AがBなるか、EがFなるかなり。

故にCはDなるか、GはHなるかなり。

(2) 破壊的論法

AがBならばCはDなり。EがFならばGはHなり。

今CはDならざるか、GはHならざるかなり。

故にAはBならざるか、EはFならざるかなり。

五、連鎖式 此の式は二個以上の前提を連ねて最後に斷案を下すものにして、之には前進的連鎖式と脊進的連鎖式と二つある。

(一) 前進的連鎖式

AはBなり。

BはCなり。

CはDなり。

DはEなり。

故にAはEなり。

前進的連鎖式に於ては第一に最始前提を除く外は特殊たることを得ず、第二に最終前提の外は否定たることを得ざるものである。

(二) 脊進的連鎖式

Bは^(E)Fなり。

CはBなり。

DはCなり。

AはDなり。

故にAはEなり。

脊進的連鎖式に於ては第一に最始前提の外否定たることを得ず、第二には最終前提の外特稱たることを得ざるものである。

参考問題 合式三段論法に於て「中概念は少くとも一回は周延することを要す」といふ其の意義を説明せよ

(本正 新潟)

四 類比推理(比論)

類比推理又は比論とは一般に二個の事物に存する類似點又は一致點に基き、一物に存する性質が他物にも亦存するものと類推する一種の間接推理をいふのである。

一、 \widetilde{A} はイロハなり。
故にBはイロなり。

二、 \widetilde{A} はハなり。
 \widetilde{B} はイロに於てAに似たり。
故にBはハに於ても多分Aに同じ。

類比推理の確實の程度は次の條件によつて決定するものである。

- (一) 類似の性質と推定せる性質とが何等かの内面的關係を有すること。
- (二) 類比推理の施さるべき二個の事物が類比推理を打破するが如き他の事情、性質を有せざること。

参考問題 比論(類推法)を説明せよ (本正 埼玉)

同 比論の組織を問ふ (本正 岐阜)

五 歸納推理

歸納推理とは比較的狭い範圍の特殊な斷定を前提として、範圍の廣い一般的の眞理又は法則を導き出す一の間接推理である。其の思想の方面は演繹推理と全く相反し其の断案は演繹推理の大前提となるのである。

金、銀、銅、鐵、鉛……は熱によりて膨脹す。

金、銀、銅、鐵、鉛……は金属なり。

故にすべての金属は熱によりて膨脹す。

一類をなせる一切の事例を完全に挙げ得たる時は之を完全歸納推理といひ、「宇宙間には一定の規則正しき必然的因果關係あり」といふ假定の下に、斷案が前提に表はない部分をも含み、既知より未知に及して一般的原則を立てるものを真正歸納推理といふのである。

第五章 研究法

科學的研究は觀察、實驗、及び説明によらなければならぬ。事物を觀察、實驗しその結果について對比類推して其の異同を分け、其の類似點によつて之を同一類に總括することを彙類といひ、彙類によつて類を定め、同一類に屬する事例を集めてその數を數へることを枚舉といふのである。尙進んで事物間の相互關係を究めなければならぬ。即ち複雜なる事實を分析してその生起上の原因を究め、一方が他方の原因又は結果なることを概括しなければならぬ。因果の規定法には次の五種がある。

一、一致法 同種類の現象に常に先んずる唯一の事情を求めて、それを原因と推定する方法である。

二、差異法 他の事情は變らないが、或現象の起る時に限つて認められ、その現象の起らない時には認められない事情をその現象の原因と推定する方法である。

三、一致差異法 或事情を共存するものに或現象が起り、その事情を缺けるものには共通的にその現象が起らない場合その事情をその現象の原因と推定する方法である。

四、共變法 或現象が變化する場合、それに伴つて他の現象も變化する時には二つの間に因果關係ありと推定する方法をいふ。

五、剩餘法 或現象中から既に或原因の結果として知られてゐる部分を引き去れば残れる部分の現象は残れる部分の結果と推定する方法である。

觀察實驗に於て認めた事實を説明するために立てた假定を憶説といふのである。憶説の條件は事實に基き、論辯し得られ、既定の原理に反せず、又必要なものでなければならぬ。尙臆説の確實性を検證する必要がある。検證された臆説を定説といふのである。

第六章 統整法

統整法とは既得の資料を統一する方法である。

一、定義 概念の内包を明かにして、その概念の意義を判明する方法である。——この内包を明かにする定義を論理的定義といひ、定義の模範的なものである。語義的定義とは單に言葉そのものゝ解釋に過ぎないものをいふ。

定義の法則には次の六つがある。

第一法則 概念の本質的属性を擧げなければならぬ。

第二法則 定義の中に定義される語を含めてはならぬ。

第三法則 定義せんとする名辭よりも更に廣汎なる語を使用してはならぬ。

第四法則 比喩的の語を使用してはならぬ。

第五法則 一般に否定的であつてはならぬ。

第六法則 定義せらるべき概念と範圍を同じくしてはならぬ。

二、分類 概念の外延を分解し其の各肢を完全に組織的に排列することを分類といふのである。區分とは單に一類概念から二個以上の種概念を分出することをいふ、分類は更に其の各肢について區分をし、かく層々相連續して終に一個の系統を組織する

ことをいふのである。

分類には人爲的分類、論理的分類等の種類がある。人爲的分類とは分類の標準を人爲的約束又は順序による分類である。論理的分類とは分類の標準を本質的属性による分類である。論理的分類の法則には五つある。即ち(一)分類は各類に共通なる本質的属性の差異を基礎としなければならぬ。(二)分類の基礎は一段を終るまで同一でなければならない。(三)分類された各類は互に排拒しなければならぬ。(四)各類の總和は類概念に等しくなければならぬ。(五)漸進的でなければならぬ。分類は分類肢の數によつて二肢分類、三肢分類等の別がある。

彙類と分類とは相互反対の方向を示すものである。

三、類證 自明の理、證明された原理、歸納的に定められた法則等に基いて與へられた斷定の眞偽を明かにする方法を論證といふのである。論證には直接論證と間接論證とある。直接論證とは與へられた斷定について直接にその眞偽をしらべる方法で、演繹的方法と歸納的方法との二つある。演繹的方法は更に綜合的論證と分析的論證とに分れてゐる。間接的方法は論據が提題と兩立しない斷定についてその眞偽を證明し、

提題を確立するか、又は排拒する消極的方法で、直接的論證を補足するものとして必要なものである。

参考問題 分類の意義及法則を述べよ (本正 東京)

附錄 教員検定受験案内

教員検定及免許狀 (小學校令施行規則)

第九十八條 小學校教員検定委員會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一 會長
- 一 常任委員

- 一 臨時委員

第九十九條 會長ハ道廳府縣内務部長ヲ以テ之ニ充ツ常任委員及臨時委員ハ府縣知事之ヲ命ス
臨時委員ハ試験施行ノ際之ヲ命ス

第一百條 會長ハ會務ヲ整理シ検定ノ成績ヲ府縣知事ニ報告ス
會長事故アルトキハ府縣知事ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第一百一條 常任委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ教員検定ニ關スル事ヲ掌ル
臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試験検定ニ關スル事ヲ掌ル

第一百二條 小學校教員検定委員會ニ書記ヲ置キ道廳府縣判任官ヲ以テ之ニ充ツ
書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第一百三條 會長、常任委員、臨時委員及書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第一百四條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ教員ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 削除

- 三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者
- 四 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者

第五條 教員ノ檢定ハ分テ無試驗檢定及試驗檢定トシ學力性行及身體ニ就キ之ヲ行フ

第六條 試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ臨時之ヲ行フ

第七條 無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一二該當スル者ニ就キ第百八條乃至第百十二條ノ規定ニ對照シテ之ヲ行フ

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者

二 高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ卒ヘタル者

三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

五 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業者、專門學校入學者檢定規程第三條ノ試驗檢定ニ合格シタル者及同規程第八條第一號ニ依リ專門學校入學ニ關シ指定セラレタル者

六 其ノ他府縣知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

前項第四號及第五號ニ該當スル者ニ對シ小學校本科正教員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以上小學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ヲ卒業シ修業年限一箇年以上ノ補習科ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ限ル

第八條 小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校男生徒、女子ニ在リテハ師範學校女生徒ニ課スル學科程度ニ準ス但シ手工、農業、商業、英語ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得本條ニ小學校本科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ本科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第九條 小學校准教員試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字
算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例、求積

歷史 日本歷史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫及簡易ナル幾何畫

音楽 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練及遊戲

裁縫 通常ノ衣類ノ裁子方、縫ヒ方、繕ヒ方

手工 手工ノ大要

農業 農業ノ大意

商業 商業ノ大要

前項ノ科目中農業及商業ハ男子ニ限り裁縫ハ女子ニ限ル

圖畫 音楽、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校准教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ准教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第一百十條 小學校專科正教員ノ試験科目ハ圖畫、音樂、體操、裁縫、手工、農業、商業、家事、外國語ノ一科目

若ハ數科目トス

府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項試験科目ノ外必要ナル科目ニ付試験ヲ行フコトヲ得

試験科目ノ程度ハ師範學校生徒ニ課スル各科目ノ程度ニ準ス但シ前項ノ試験科目ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル

各科目ノ試験ハ教育ノ大要及受験科目ノ教授法ヲ附帶シテ之ヲ行フ

小學校專科正教員ノ試験ハ小學校教員検定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メタル

者ニアラサレハ之ヲ行ハス

本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ專科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第一百十一條 寻常小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道徳ノ要旨

教育 教育、教授法及學校管理法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術、整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例、求積

歴史 日本歴史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練及遊戲

裁縫 通常ノ衣類ノ裁子方、縫ヒ方、繕ヒ方
前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル

音楽ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十二條 諸常小學校准教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ第一百十一條第一項但書ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道徳ノ要旨

教育 教育、教授法ノ大要

國語 小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例

歴史 日本歴史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ初步

理科 博物、物理、化學ノ初步

圖畫 簡易ナル自在畫

唱歌 單音唱歌

體操 體操、教練及遊戲

圖畫、唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十三條 左ノ各號ノ一一該當スル者ニ就キ試験検定ヲ行フトキハ小學校教員檢定委員會ニ於テ第百八條乃至第一百十二條ノ規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試験ヲ闕ク

コトヲ得

- 一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者
- 二 小學校教員免許狀ヲ有スル者
- 三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
- 四 小學校教員免許狀又ハ小學師範科卒業證書ヲ有シ其ノ有効期間滿チタル者
- 五 小學校教員講習科ヲ卒リタル者
- 六 中學校又ハ明治三十二年文部省令第三十四條ニ依リ文部大臣ニ於テ中學校ト同等以上ト認メタル學校ヲ卒業シタル者
- 七 高等女學校ヲ卒業シタル者

第一百四條 試験検定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績佳良ナルトキハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試験検定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試験ヲ闕ク

第一百十五條 府縣知事ハ検定手數料ヲ徵集スルコトヲ得

第一百十六條 刪除

第一百十七條 師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對シ小學校教員免許狀ノ授與ヲ府縣知事ニ申請スヘシ

第一百十八條 刪除

第一百十九條 府縣知事ハ小學校教員免許状登録簿ヲ作り免許状ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ

第一百二十條 免許状ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許状ヲ毀損失シタルトキハ其ノ書換若ハ再渡ヲ府縣知事ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ免許状ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手數料トシテ府縣知事ノ定メタル金額ヲ納ムヘシ

第一百二十一條 免許状ヲ受ケタル者ノ氏名及免許状ノ種類ハ府縣知事之ヲ公告ス

教員検定及免許状 (東京府令)

第五十四條 無試験検定ハ隨時之ヲ施行シ試験検定ハ毎年五月六月中ニ之ヲ施行ス但シ必要ニ依リ臨時ニ試験検定ヲ行フコトアルヘシ

身體検査ハ學力及性行ニ付合格ト認ムヘキモノニ對シ之ヲ行フ其期日及場所ハ豫メ當廳ヨリ之ヲ通知ス

第五十五條 每年五月六月中施行スル試験検定ノ出願期限ハ二月一日ヨリ同月末日マテトス

島廳郡役所(利島役場)ハ前項ノ検定願書ヲ三月三十一日迄ニ當廳ニ到着スヘキ日取ヲ以テ進達スヘシ

第五十六條 試験検定ハ豫メ試験期日、試験時間割及場所ヲ定メ之ヲ告示ス

第五十七條 一人ニシテ同時ニ二種以上ノ本科教員ノ試験検定ヲ出願スルコトヲ得

第五十八條 小學校教員検定試験科目中小學校本科正教員ニ在リテハ手工、農業、商業、英語、小學校准教員ニ

在リテハ音樂、手工、農業、尋常小學校本科正教員ニ在リテハ音樂、尋常小學校准教員ニ在リテハ唱歌ハ當分之ヲ缺ク

第五十九條 無試験検定ヲ出願シタル者ニシテ教員検定委員會ニ於テ試験ヲ必要ト認メタルトキハ本人ノ志望ニ依リ更ニ出願ヲ要セス試験検定ヲ受クルコトヲ

第六十條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ別記書式第四號第五號ノ書面、戸籍抄本ニ左記事項ニ關スル書類ヲ添ヘ現住地ノ島廳郡役所又ハ島役所(利島ハ役場)ニ差出スヘシ

一、小學校令施行規則第一百四條第一號乃至第三號ニ該當セサル旨出願當時ニ於ケル本廳市(東京市、京都市、大阪市ハ區)町村長ノ證明書

二、本科正教員ノ試験検定ヲ受ケムトスル者ニシテ小學校令施行規則第一百四條ニ依リ他ノ道府縣ニ於テ授與シタル證明書ヲ有スル者ニ在リテハ前號書類ノ外尙右ニ關スル當該道府縣ノ證明書

三、專科正教員ノ試験検定ヲ受ケムトスル者ニシテ尋常小學校及高等小學校ヲ通シテ修業年限八箇年ノ課程ヲ卒リタル者ニ在リテハ第一號書類ノ外尙右ニ關スル當該小學校長ノ證明書但シ現ニ本府公立學校又ハ幼稚園等ノ教職ニアルモノハ第一號證明書ヲ省略スルコトヲ得

第六十一條 本府師範學校ノ小學校教員講習科ヲ卒リタル者ノ検定ハ學校長ノ申請ニ依リ之ヲ行フ

第六十二條 檢定ヲ出願スル者ハ手數料トシテ正教員ハ金壹圓五拾錢、准教員ハ金壹圓ヲ納ムヘシ但シ第六十一条ニ依ル検定ニ關シテハ手數料ヲ徵集セス

附錄 教員検定受験案内

三〇八

免許状ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手數料トシテ金五拾錢ヲ納ムヘシ手數料ハ過納又ハ誤納ノ外之ヲ還付セス

第六十三條 前條ノ手數料ハ願書經由ノ際收入命令委任ヲ受ケタル島司郡長又ハ市ノ區長ニ於テ府ノ財務ニ關スル規程ニ依リ納額告知書ヲ發シ島司地役人(利島ハ名主)ニ於テハ其ノ廳又ハ役所慣行ノ方法ニ依リ之ヲ徵集スヘシ

前項ニ依リ手數料ヲ徵集シタルトキハ検定願書ニ手數料済ノ旨證明スヘシ

第六十四條 前條ノ手數料ヲ徵集シタルトキハ府ノ財務ニ關スル規程ニ依リ整理スヘシ但シ島司地役人(利島ハ名主)ニ依テハ適宜ノ帳簿ニ依リ整理シ各人別仕譯書ヲ添ヘ臨時當廳へ送付スヘシ

第六十五條 檢定合格者ニ授與スヘキ免許状ノ書式ハ別記第七號、第八號ニ本府師範學校卒業生ニ授與スヘキ免許狀ノ書式ハ別記第九號ニ依ル

第六十六條 試験検定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セサルモ某科目ノ成績佳良ナルトキハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與ス

第六十七條 不正ノ方法ニ依リ検定ヲ受ケムトシタル者及検定ニ違背シタル者ハ其ノ検定ヲ受クルコトヲ得ス

検査ニ合格シタル後前項ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

小學校教員(無)試験検定願

(用紙美濃紙)

住 所 族 籍

氏

年 月 日 生

(尋常) 小學校本(專)科正(准)教員

但シ(専科志願者ハ受クヘキ學科目ヲ記入スヘシ)

右頭書ノ教員志願ニ付(無)試験検定相受度別紙履歴書戸籍抄本並證明書相添此段相願候也

年 月 日 右

氏 名 印

知 事 宛

履 歷 書

本籍地 族稱(誰子弟等)

住 所 (假名ヲ附スヘシ)

氏

名

年 月 日 生

三〇九

學業

業

一年月日 何學校ニ入學何年何月日何科卒業(卒業證明書寫別紙ノ通)

何年何月マテ何處ニ於テ何科講習其證明狀ヲ受ク(證明狀別紙寫ノ通)

何々科試験検定ヲ受ケ何々科合格(證明書別紙寫ノ通)

(無)試験検定ニ依リ何免許狀ヲ受ク(免許狀寫別紙ノ通)

業務

一年月日 何府縣何郡市町村何々小學校准訓導(代用教員)ヲ命ス何級何俸(何圓)給與何々勤務

何府縣何郡市町村何々小學校訓導何級何俸(何圓)給與何々勤務

休職ヲ命ス(休職ノ事由、期間、俸級ノ給否ヲ記載スヘシ)

依願退職ヲ命ス(願出ノ事由ヲ記スヘシ)

賞罰

一年月日 何處ニ於テ何々ニ付何賞ヲ受ク或ハ何罰ヲ受ク

身上異動

一年月日 復籍(等)ノ爲メ何府縣平民ヨリ何府縣士族トナル何年月日氏名何々ヲ何々ニ變更

年月日右

氏名印

員教正・員教准
大育教考參驗受定檢

複製不許

大正十四年四月十七日印刷
大正十四年四月二十日發行

東京市神田區表猿樂町二番地

發著作兼加藤知正

東京市神田區小川町一番地

印刷者 大木俊一
印刷所 愛善社
東京市神田區表猿樂町二番地

定價金壹圓七錢

發行所

東京市神田區表猿樂町二
振替口座東京五七五七番

南

光

社



259

514

終

